

平成23年第3回基山町議会（定例会）会議録（第4日）						
招集年月日	平成23年9月9日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成23年9月14日	9時30分	議長	後藤信八	
及び宣告	散会	平成23年9月14日	16時40分	議長	後藤信八	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席13名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	神前輔行	出	8番	大山勝代	出
	2番	久保山義明	出	9番	片山一儀	出
	3番	牧藺綾子	出	10番	品川義則	出
	4番	木村照夫	出	11番	林博文	出
	5番	河野保久	出	12番	松石信男	出
	6番	重松一徳	出	13番	後藤信八	出
	7番	鳥飼勝美	出			
会議録署名議員	7番	鳥飼勝美	8番	大山勝代		
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 古賀敏夫		(係長) 鶴田しのぶ		(書記) 寺崎一生	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一	こども課長	毛利俊治		
	教育長	大串和人	農林環境課長	吉浦茂樹		
	総務課長	小野龍雄	農林環境課参事	内山十郎		
	企画政策課長	岩坂唯宜	まちづくり推進課長	大久保敏幸		
	財政課長	安永靖文	会計管理者	平野勉		
	税務住民課長	重松俊彦	教育学習課長	内山敏行		
	健康福祉課長	眞島敏明				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

- |         |        |  |
|---------|--------|--|
| 日程第1    |        | 一般質問   |
| 1. 品川義則 |        | (1) 特別史跡基肆城跡保存整備計画について<br>(2) 23年度基山町教育の基本方針について<br>(3) まちづくり条例について      |
| 2. 木村照夫 |        | (1) ライフラインの上水道・下水道行政について<br>(2) 森林を守る保安林制度について<br>(3) 商工業の企業用地の土地確保はあるのか |
| 日程第2    | 第41号議案 | 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  |
| 日程第3    | 第42号議案 | 基山町税条例の一部改正について  |
| 日程第4    | 第43号議案 | 平成23年度基山町一般会計補正予算（第2号）   |
| 日程第5    | 第44号議案 | 平成23年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）   |
| 日程第6    | 第45号議案 | 平成23年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  |
| 日程第7    | 第46号議案 | 平成23年度基山町下水道特別会計補正予算（第2号）  |
| 日程第8    | 報告第5号  | 平成22年度基山町財政健全化判断比率等の報告について   |
| 日程第9    | 報告第6号  | 教育委員会事務事業点検及び評価報告について  |
| 日程第10   |        | 委員会付託  |

～午前 9 時30分 開議～

○議長（後藤信八君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議します。

日程第 1 一般質問

○議長（後藤信八君）

日程第 1. 一般質問を議題とします。

最初に品川義則議員の一般質問を行います。品川義則議員。

○10番（品川義則君）（登壇）

おはようございます。10番議員の品川義則でございます。よろしく願いをいたします。

通告をいたしております特別史跡基肄城跡保存計画、基山町教育の基本方針、まちづくり基本条例、この3項目について質問させていただきますので、御答弁のほうよろしく願いをいたします。

まず初めに、特別史跡基肄城保存整備計画について質問させていただきます。

この計画は平成5年3月に策定されたものでありますが、この保存計画に沿って現在も、また、これからも計画どおり整備を進めていかれるのか、お尋ねをいたします。

整備計画に関して、国、県の対応は今どのようになっているのでしょうか、お尋ねをいたします。

計画区域の公有化はすべてされたのでしょうか、お尋ねをいたします。

また、保存整備計画の進捗状況は現在何%でございますでしょうか。

それから、基山町ウォーキングルートというものが今回つくられておりますけれども、これは整備計画の動線計画や、8つあります散策コースを基礎とされたものなのか、お尋ねをいたします。

また、この計画の中でゾーニング計画というものがありませんけれども、それに沿って今水門の整備が行われておりますが、このほかの整備計画も今後進められるのか、お尋ねをいたします。

また、この整備計画を担当されている職員の方は何名いらっしゃるのでしょうか。

そして、この保存計画の終了年次を何年度とされていますか、お尋ねをいたします。

続いて、2項目めの23年度基山町教育基本方針についてお尋ねをさせていただきます。

1、23年度の成果目標を「いきいき学ぶ学校教育の推進」と「豊かな学びを支える教育環境の充実」の2項目においてどのくらいと置いていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

また、若基小学校の不登校ゼロという目標を掲げられておりますが、教育委員会の対応と現状についてお尋ねをいたします。

学校評価制度の各校の課題とされているものは何でしょうか。

また、教育環境の充実に向けて、教育委員会として地域社会に対して実際行っていらっしゃることはどんなことでしょうか、御説明をお願いいたします。

毎年PTA主催の地区懇談会が若基小校区、基山小校区で分かれて行われておりますけれども、その中で父兄の方から課題として上がってきた問題は何かございますでしょうか。また、昨年度の問題で上げられたものはどのような成果として今年度行われましたでしょうか、御説明をお願いいたします。

次に、生涯学習に関して質問させていただきます。

文化事業に対する支援よりもスポーツ事業の支援のほうが私の認識の中では予算づけが多いのではないかとこのように認識をいたしておりますが、今のままで文化事業の発展のためとしての予算、支援で十分だとお考えなのか、お尋ねをいたします。

また今回、総合型スポーツクラブきのくに大国というものが設立をされましたが、これは従前の体育事業、また体育協会の事業の中ではできなかったものであるのでしょうか。設立までの経緯と今後の活動について説明をお願いいたします。

最後に、まちづくり条例について質問させていただきます。

条例が施行されて、今までの町民の要望などに変化はございましたでしょうか、お尋ねをいたします。

また、提案された意見の件数とその内容について御説明をください。

最後に、町民の方はこの条例を十分に理解されていると、今そう思っているのでしょうか、不十分だと思っているのでしょうか、お尋ねをいたします。

以上、質問させていただきます。御答弁のほうよろしくをお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

おはようございます。品川義則議員の御質問にお答えさせていただきます。

1項目め、2項目めは、教育学習課のほうから回答をお願いしたいと思います。

私は、3項目めのまちづくり条例についてお答えいたします。

(1) 条例が施行されて、今までの町民の要望に変化はあったのかということでございます。

今までのように交通安全や道路管理の内容に関しての要望がまだまだ多い状況ですが、提案も3件出ておりますし、今後は活動団体や地域コミュニティー等からの提案も予定されているようですので、徐々にではあります、協働のまちづくりの町民参加が進みつつあるのではないかと思います。

(2) の提案された意見の件数と内容はということです。

8月末現在で提案が3件、要望16件の合計19件でございます。

提案の内容は、どうなっているの、町の予算の内容充実とか、休耕田を菜園として有効利用促進、そして、道路清掃の充実を図るものです。要望については、ガードレールやカーブミラーの設置等の交通安全や道路管理の内容について多く寄せられております。

(3) の町民は条例を十分に理解されていると思うかというお尋ねです。

残念ながら、まだ十分とは思っておりません。現在、毎月1回、まちづくり基本条例の内容を中心に説明をした基山町まちづくり通信のニュースレターを全戸配布しております。また、説明会を今後提案される予定の具体的事例を交えて開催したいと考えています。このような中で理解していただくように努めてまいります。

以上です。

#### ○議長（後藤信八君）

大串教育長。

#### ○教育長（大串和人君）（登壇）

品川議員の御質問にお答えをしてまいります。

1番目の特別史跡基肆城保存整備計画のことでございます。

(1) 平成5年3月に策定された保存整備計画に沿って現在も計画を進めているのかというお尋ねでございます。

平成5年3月に策定いたしました特別史跡基肆城保存整備計画に基づき、県教育委員会、文化庁等と協議しながら公有化事業を行ってまいりました。平成21年度から着手しております水門石垣保存修理事業については、平成26年度までの計画で進めているところでござい

す。

また、平成26年度以降の具体的な保存計画については現在検討しているところですが、平成5年3月策定の特別史跡基肄城保存整備計画については、今後は計画内容の見直しが必要と考えています。

2番目、整備計画に関して、国、県の対応はどんな状況かということですが、基肄城の保存整備事業は国、県の補助事業として実施しておりますので、事業費面での補助や事業実施に際しての現地指導を含めた具体的助言等の支援を受けているところです。

特に県社会教育文化財課からは、現在実施しております水門石垣保存修理事業では修理工事の工程会議や現地協議など頻繁な助言等の支援を受けております。

3番目、計画区域は公有化されたのかというお尋ねでございます。

保存整備計画に必要な計画については、ほぼ公有化が完了をしております。

4番目、保存整備計画の進捗状況は何%かというお尋ねですが、現在の保存整備計画での進捗状況は約26%と考えております。

5番目、(5)の基山町ウォーキングルートは、整備計画の動線計画や散策コースを基礎としたものなのかというお尋ねでございますが、基山町ウォーキングルートは、基山町観光協会が町内の名所を結ぶ散策のためのウォーキングルートとして設定し、ホームページ等でPRをしているものでございます。

この中に基肄城ウォーキングルート、史跡めぐりルート、これは基肄城の史跡めぐりのためのルートでございますが、このコースが設定をなされておりますが、このコースにおける基肄城跡内のルートについては、整備計画以前に設定されていた史跡内の史跡めぐりコース、登山道を利用したものでございます。

このルートについては、史跡内の主要なルートとして保存整備基本計画にも取り入れられておりますが、今回の基山町ウォーキングルート設定時の考え方については、当該保存整備計画をもとにして設定されたものではありません。

(6)ゾーニング計画の水門跡整備計画は行われたが、他の保存整備計画は今後も進めていくのかというお尋ねでございます。

現在実施している水門石垣保存修理事業は、平成26年度までを予定しておりますが、引き続き必要と考えられる保存整備項目について、県教育委員会、文化庁等の関係団体と協議しながら進めていきたいと考えております。

(7)の整備計画を担当している職員の数でございますが、現在3名でございます。

(8)の保存計画の終了年次を何年度としているのかというお尋ねです。

保存整備計画の終了年次は、現在未定ということで考えておるところでございます。

続いて、大きな2番の23年度基山町教育の基本方針について、(1)23年度の成果目標を「いきいき学ぶ学校教育の推進」と「豊かな学びを支える教育環境の充実」の2項目においてどれくらいとしているのかというお尋ねでございます。

大きな目標は昨年度、また一昨年度よりの継続のものがあり、引き続いて実施していくものが多くあります。したがって、今年度に作成した目標であっても、内容的には昨年度からの実施している内容について、さらに充実していきたいと考えております。

特に、昨年度の事務事業点検評価報告でお示しましたように、昨年度の取り組みで不足した基礎学力の定着と学力の向上については特に力を入れていきたいと思っております。

あわせて生徒指導面、不登校生徒の指導などにも力を入れ、地域に誇りを持てる児童・生徒の育成を図ってきたいと思っております。

(2)番目、若基小は不登校ゼロを掲げているが、教育委員会の対応と現状はどうなっているのかというお尋ねでございます。

若基小は、残念ながら、現在不登校の児童が1名おります。対応につきましては、町内3校ほぼ同じような取り組みをしておりますが、毎月不登校についての報告を出していただいております。その児童・生徒の現在の様子を聞き取ったり、学校と保護者の連携や学校での支援体制づくり、児童・生徒への指導のあり方について教育委員会として助言を行ったりしているところでございます。

また、不登校による累積欠席日数が30日以上報告以外に、ことしから欠席の理由に関係なく、20日以上の方も報告をしております。

3番目の学校評価制度で各校の課題は何かというところでございますが、学校評価は自己評価、学校関係者評価によって行われます。その結果は、各学校のホームページや学校通信で公表をしております。

評価の内容について、自己評価と学校関係者評価の部分が必ずしも一致していない面があります。そのことは、学校の考えていることと保護者等の課題意識の相違から生じてきているものと思われま。また、学校として力を入れて取り組んでいたことに、成果にかかわらず、高く評価してしまうという傾向もあります。

学校が抱えている問題を評価者自身が冷静に客観的に分析する態度の必要性や、さらに評価で出た課題を次の年度にどのように生かすかという視点や取り組みも留意していく必要があると思っております。

(4)の教育環境の充実に向けて、教育委員会として地域社会に行っていることは何かというお尋ねでございますが、子供の安全を守る懇談会やPTA主催の地区懇談会などで学校内の活動や通学路の問題などの意見や課題について協議し、改善を検討したり、青少年育成町民会議や子供クラブ、地域の方々と連携し、学校外での子供たちの体験活動などを実施しているところでございます。

5番目のPTA主催の地区懇談会において課題となった問題は何か、また、昨年の問題で成果を上げたものは何かというお尋ねでございます。

今年度のPTA主催の地区懇談会では、思春期、反抗期にある子供の言葉の乱れや親のかかわり方、父親の子育てに関するかかわり、共働きによるコミュニケーション不足の心配、あいさつの推進、地域の方の見守りと声かけに対する感謝などが主な意見として出ていました。

昨年の地区懇談会では、主にいじめや、人間関係をうまくつくりえないなどのコミュニケーション能力関係、携帯電話、インターネットなどの利用による危機管理の問題などの意見が上がっていましたが、学校において日ごろから生徒指導連絡会の開催や道徳教育、あるいは情報モラル教育などを実施しており、大きな問題は起きていないところでございます。

6番目の生涯学習に関し、文化事業に対する支援よりスポーツ事業のほうが予算や支援が多いと感じるが、十分だと考えているかというお尋ねでございますが、現在の文化団体とスポーツ団体への補助については、その加入数や事業規模などから一概に不均衡とは言えないと思いますが、文化団体から新たな取り組みなど事業拡大の提案などがあれば考慮しなければならないと考えております。

7番目の総合型地域スポーツクラブは従前の体育事業ではできなかったのか、設立までの経過と今後の活動についてということのお尋ねでございますが、国のスポーツ振興基本計画、平成12年の9月13日に文部省告示第151号で出たものでございますが、この中で国民の誰もがそれぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しむことができる生涯スポーツ社会を実現するためのスポーツ振興施策の展開に係る方策として、全国推進されたものが2010年までに総合型地域スポーツクラブを全国各

市町村に少なくとも一つつくるというものでございます。

そのことにより、国から事業委託を受けた日体協、日本体育協会や県の協力や支援のもと、平成23年7月10日に設立総会を開催し、基山町総合型地域スポーツクラブ、スポーツ大国きのくにを設立しました。

今後の活動としましては、既存の4つのサークル運営を充実させるとともに、新規のサークルの設立やクラブ運営を充実させるための専門部などの設置を目指すこと、それから、新規サークルとして気功とガンバルーン体操、健康体操でございますが、このサークル設立を目指すこと、それから、将来的にはクラブの完全自立を目指すことを目標としているところでございます。

以上、お答えいたします。

**○議長（後藤信八君）**

品川議員。

**○10番（品川義則君）**

質問を始める前にお願いなのですが、時間が非常にかかっているんじゃないかと思うんです。答弁、説明を詳しくされるのはわかっているんですけども、こちらが質問した事項を読まれてする時間と、もうちょっとコンパクトにですね、特に教育委員会のほうには答弁をお願いしたいと思います。

では、質問に入らせていただきます。

一番最初ですけれども、県の教育委員会、文化庁と協議をしながら公有化を図ってきたという答弁でございましたが、これは従前から言われておりますけれども、公有化と保存整備を同時に進めてほしいという意見がたくさん上がっていたと思いますけれども、これは最初からそういうふうな計画で公有化をして、それから整備を進めていくという方針だったのか、計画書を見るとそうはなっていないと思っているんですけども、公有化のことについては何も書いてないですよ。私が読んでいないだけなのかもしれないですけども、公有化が終わって整備計画となっていたのか、そうではなかったのか、お願いいたします。

**○議長（後藤信八君）**

内山教育学習課長。

**○教育学習課長（内山敏行君）**

今、品川議員申されましたように、整備計画の中では同時進行という形で計画が予定され

ています。

ただ、事業を進める中で、まだこの計画自体が本格的に動くということに対して、いろいろ協議がされているようです。その当時、まず公有化ということの話になって、公有化を優先的にやってきたということで、その期間に結構期間を要したということで、その後、一部整備計画に入ったということでございます。

**○議長（後藤信八君）**

品川議員。

**○10番（品川義則君）**

私はその辺もきちんと検討すべきだと、振り返ってそのやり方でよかったのかどうかということを検証すべきではないかと思うんですよね。水門を今されておりますけれども、これも21年に行われて、26年と。水門の保存整備だけで5年以上かかっているわけですね。これもまた、本当に26年で終わるのかということは、今の国の財政状況を見れば、なかなか厳しいところもあると思うので、であるということが、今そうなっていますけれども、やはりそういった現状を見て、先ほど答弁でもあった見直しが必要だということまで答弁があるならば、やはりそういったものを一からこういった大きな計画については検証すべきではないかと思っております。

次に移りますけれども、今は事業面の補助、まだ公有化については国からの補助が来ていた事業だったと思うんですけれども、今後も同じように、これから計画を進めていく上で補助事業として事業費等はそういったものについてもめどが立っているのか、それをもとにして計画を進められていくのか、その辺のところについて、現状ではどのようになっていますでしょうか。

**○議長（後藤信八君）**

教育学習課長。

**○教育学習課長（内山敏行君）**

基本的には、平成5年に策定された基本計画の流れではっておりますけれども、まずはその中の一部、緊急を要するものということで、平成21年から水門の改修工事にかかっております。これにつきましては、御存じのとおり崩壊等が進んでいるということで、まず先にやらなければならないということで、県、国との協議をして、平成26年までに実施するというので、これについては確定をしているということで、26年までには確実に終わるとい

ふうに思っております。

その後、では次に何をやるかというところまでがはっきりしておりません。これについては、それまでに国、県との協議をしながら、何かから取りかかっていくかということになるのかと思いますが、じゃあ、それを取りかかる前に整備計画自体を見直した方がよからうという話になれば、そちらのほうが先になりますし、その中の一部でも何か具体的に取られるかということになれば、そちらが優先するということですから、そのあたりが今後の協議ということになります。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

次なんですけれども、公有化がほぼ完了ということは、まだ完了していないということですよ。あとどの辺のところが残っているわけですか。それと、完了するめどはいつごろというふうに計画をされていますでしょうか。

○議長（後藤信八君）

教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

この公有化につきましては、ほぼ90%ぐらいが公有化をされております。90%公有化できておりますので、基本計画上でのいろんな計画をする段階では、まず支障はないというような進捗率だというふうに思います。

ただ、御存じのとおり、水門の上に民家がございます、この分についてまだ話ができておりません。ただ、水門の工事に関しては、その民家に影響せずにできるということで今かかっているわけなんですけれども、この部分だけが今残っておって、いつまでにできるというお答えをすることはできません。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

その住吉のあたりですね、民家が残っているということなんですけれども、その上ですね、住吉川の上にもこの計画の中には整備計画ですか、植物園とか、つくられるということなんですけれども、それには全く支障がないわけですか。

○議長（後藤信八君）

教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

全体的に、直接水門の石垣の上からいろんな花を植えるような場所をつくるというような計画にはなっていたようではございますけれども、そのあたりは実際そういうのをつくるとなれば、その部分を外してとかいうことになろうかと思っておりますけれども、まだまだそういう植栽の公園をつくるかというところまではいっておりませんので、今後のいろんな国、県との協議の後ということになろうというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

それから、この保存整備計画の進捗状況は26%とありますけれども、この26%の内容について説明をお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

この保存整備計画も見直しが必要というようなことも判断しておりますし、これが確定というふうにはなかなかありません。

一応事業費から出させていただきました。整備計画の中で、概算の総事業費が31億円ぐらいになっております。これは用地費から全部含めたところではございますけれども、それに対して公有化した部分、約697,000千円、それから、今予定しております水門保存修理の21年、22年分で12,970千円、それから、生環林等で整備されました歩道関係のいろんな事業費を含めて約107,000千円ぐらい、それを合わせると817,628千円になります。これで割り返して、一応26%という数字を出させていただきました。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

今、住吉の上の生環林の話が出たんですけれども、この計画はもともとこの計画には入っていなかったですね。これをあそこにつくるといういきさつについて説明をお願いしたい

んですけども、まちづくり推進課でできますか、お願いいたします。

○議長（後藤信八君）

教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

ちょっと私も余り詳しくはないんですが、この整備計画の中にいろんな遊歩道をつくったり、ベンチを置いたり、看板を立てたりという計画が入っております。それがたまたまそういう生環林事業ということで、事業があるということで、基肄城の本来の整備計画ではなかなか取り組めない、まだなかなかそれに手がつかない状態の中でそういう農林関係の事業がありましたので、それを取り入れさせていただいて、別の事業ですから、これは当然国と県との協議をしまして、一応それでいいということの承諾を得て事業をしていただいたということでございます。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

そういった計画はもともと整備計画の基本計画になかったものを後からつくられたと、これも少し違和感があるんですけども、その生環林のを農林環境課長にお尋ねしますが、今の使用状況ですね、この整備道路をつくって、できる前とできた後の整備状況の違い、それのところがわかりになればお尋ねします。済みません。ちょっと別の話で。

○議長（後藤信八君）

吉浦農林環境課長。

○農林環境課長（吉浦茂樹君）

この事業は、主体的には県が事業主体ということで、国から補助をいただいて、当初は5億円の整備計画でスタートしました。これは林野庁が補助金を出すということで、先ほど教育学習課長が申しあげましたように、県の文化財課、それから文化庁との協議をして、基山町の基肄城保存整備計画にのっとって実は進めております。

それで、成果としては、予算は約6割程度に縮小されましたけれども、ほぼ当初の目的は生活環境保全林という事業でございますけれども、その目的としては達成しているのではないかと思います。

ただ、今後の課題としては、あとの維持管理というですかね、それをどうしていくかとい

うのが基山町に課せられた課題だというように思っています。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

この生環林道ですけれども、これ以上延伸をされるのか、そういった計画はあるのか、それともこれで打ち切りなのか、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

農林環境課長。

○農林環境課長（吉浦茂樹君）

この事業につきましては、一応事業としては終わっております。それで、あと県が単独で今年度、23年度につきましては、下草刈り、それから枝打ちですか、そういうものの管理をするということで現在取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

次へ行かせていただきます。

ウォーキングルートですけれども、これは保存計画の8つの散策ルートがあったと思うんですけれども、それを基礎としていないということなんですけれども、その辺のところについて、なぜもともとこういった平成5年につくられたものがあるのに、答弁では従前の史跡めぐりコースとか登山道というものを利用したということでございますけれども、基肆城というものは非常に基山をPRする、また郷土の誇りでもある史跡だと思っております。

だから、こういった保存整備計画というものが計画されたときのメンバーを見てみると、福岡市の博物館長とか、九州工業大学の助教授とか、奈良の国立文化財研究所、平城京跡発掘調査部計測集計調査室長とか、すばらしい方ですね。そうそうたるメンバーでつくられている計画があるのに、なぜ基山をこうやって一番PRできるウォーキングルートというものは非常に評判がよく、多くの方が見えるという中でもととされなかったのか、その辺のところ少しわからないので、説明いただければと思います。

○議長（後藤信八君）

岩坂企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

これにつきましては、一応観光活性化事業で行わせていただいております。

目的といたしましては、総合計画でも上げております緑のネットワークづくり、あるいは拠点づくりという項目がございますのと、JRウォーキングが非常に評判がよくて、基山町のPRにつながっているということも含めまして、歩いて散策できるコースを設定しようということで、観光の活性化の一つとして行っております。

その際には当然、そういう基肄城、それから史跡めぐりにつきましては、今おっしゃったように、基山町の看板的な要因もございますので、それもあわせたルートの設定ということで、少し重なったところはございますけれども、あくまでも観光の活性化ということで企画政策課のほうでウォーキングルートを策定したものでございます。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

この計画の見直しをされると一番最初の答弁があったんですけれども、いつごろから見直しをしなければならないということを思われたのか、課の中で。いつでしょうか。

○議長（後藤信八君）

教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

それにつきましては、ちょっと明確にお答えすることはできませんけれども、これだけ長期間になって、平成5年につくられていますので、やはり今、時代背景とか、いろんな文化財に対する考え方も変わっていますし、それから、自然と発生したものというふうに思っています。はっきりいつごろからということにはちょっとわかりません。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

この計画は15年次で終了するというふうになっているんですね。平成5年ですから、もう20年度には終わっていると。23年度には立派なものができるから、みんなで有効に使おうと

いうことでやっていると思うんですけども、見直しをするということであれば、その見直しの期間なり、どこで見直しをするのか、どういった方々であるのか、どういった方向性をもって見直しをするのかということは、もうお考えになっているんですか。それとも、これからどんな見直しをしようかというふうにお考えなのか、お尋ねをいたします。

○議長（後藤信八君）

教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

この全体的な見直しが必要というのは認識をしているんですが、内容につきましては、これから県、あるいは文化庁との協議をしながら進めていくことになるというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

見直しをする場合、今現在で結構ですから、万が一にも水門が終わった26年度で、はい、これで終了ということにはならないと思うんですけども、中を見てみますと、本当に土塁跡とか、北帝門とか、東北門とか、そういった門の跡ですね、それから、水門も含まれますけれども、それから礎石群ですね、大礎石群、丸尾礎石群、米倉礎石群と、こういった重要な文化財もございますし、それは発掘もされておりますし、これから米倉を建てるなり、吉野ヶ里みたいにする部分も計画の中にはあるんですよ、スケッチの図としては。

それから、いものがんぎですね、こういったものが門の跡も大分崩れて、昔の扉があったけれども、今はそれもないし、東側の石垣が崩れてきているとかいうことで、まだ発掘もされていないと思うんですね、手つかずですから。片方しか残っていないと。これから調査をして、発掘をしてつくっていかれるのか。そういったことをどこで——基肄城との一連の形でつくられている遺跡ですから、国の特別史跡に指定されておりますし、唐津の名護屋城ですね、あそこの資料館、それから吉野ヶ里と、それよりも早かった基肄城というのは、我々がずうっと以前から言っていたことですが、一番早く指定されているのに一番まだ何もされていないということでずっと議会でも問題になってきたと思うんですけども、この計画の見直しというものを今おっしゃるならば、それはどういう方向でされるのかと、大まかなものも今決められているのか、今から全部されるのか。それから、どこをしてどこをしないと

いうことの方角性をどうやって決めていくのか、一連の関連性がある史跡の跡について、どこまでやってどこはしないということが決められるかということ、私はそれは無理だと思うんですけども、それについて、今の課長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

かなり難しい質問ですけども、全体の見直しをやるということですので、それこそ、どこをどうという具体的なものはまだ一切ないというふうに思っています。全体の計画の見直しとしてはですね。

ただ、今回、緊急を要するというところで、水門跡の部分を先に優先して取りかかった経緯がございます。では、26年以降どうするのかということ、先ほどちょっと教育長のほうも答弁されたと思いますが、見直しを全体的に先にやるのか、それか、もしこの計画の中の一部、例えば、水門をやったようにどこかの分だけを先に手をつけるのか、そういったところもまだはっきりしておりません。これはやはり文化庁とか、国の考え方とか、やはり専門の先生にいろいろお願いをしております、今、水門等の整備を行っておりますけれども、このような方の意見を聞きながら、どれからやっていくのかというのは、26年までにはある程度の形はつくっていかねばならないのかなというふうには思っております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

見直しについてもう一回お伺いしますが、見直しをしなければならないということは、町の中から引き継ぎで言われてきているのか、発端として国から言われているのか、県から言われたからなのか、どこが一番最初の発端なのかですね。

これだけ県とか国にお願いしてもなかなか難しいから、これは計画の見直しをしなければならないと思ってされてお話しになったのか、それとも国から、県から、もうこれはこれでいいじゃないかということで、そのどちらがあったのか、庁舎内で、課の中で発端としてあったのかどうか、その辺のところをお尋ねします。

○議長（後藤信八君）

教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

これについては、どちらからということではなくて、私の聞いた範囲では、いろんな事業を進める中で国、文化庁の意見とか県の意見を聞きながら、いろんな協議をする中での考え方ということで、例えば、こちらの教育委員会だけが先に言い出したとかいうようなことではないというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

職員についてお尋ねいたします。

3名ということでありますけれども、これはすべてこの計画のためだけの職務をされる職員ではないと思うんですけれども、これは係長まで含めた3名なのか、他の職員の3名なのか、それと100%この計画に従事されている職員がいらっしゃるのかどうか。

○議長（後藤信八君）

教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

これは私も含めて、とにかく基肄城の事業関係でいろいろかかわる者ということですので、担当者1名と係長と私で3名というふうにお答えさせていただいております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

この職員の配置については、従前から前議会でも平田元議員ですか——がずっとおっしゃっていたんですけれども、少な過ぎると。ほかの町内の遺跡とか、いろんな観光をお一人の方でされていますし、専属みたいな形でされている割には仕事の量が多過ぎると。また、計画も壮大であるから、職員の配置を必ずふやしてくれというお話もあったんですけれども、ずっと一般質問の中とか、また、個人的にもされたと思うんですけれども、そういったことを課の中でお話しになられたのか、また、教育委員会として町執行部のほうへ増員のことを求められたのか、その辺についてお尋ねします。

○議長（後藤信八君）

教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

このことについては、やはりだんだん本格的にこの整備が進められていきますので、人的に不足するというようなことは以前からお話をさせていただいております。

今、町長のほうにも来年度からでも、例えば、正規職員というのはなかなか見つからない場合もありますので、臨時の方なり、嘱託扱い、そういう形にするのか、とにかく1名お願いをしたいということで町長のほうにお願いしているところでございます。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

ぜひ増員をお願いしたいと思っております。

本当に最後ですけれども、1番目は終了年次というのが何年なのか、未定であるということですが、私は未定のままでいってほしいんですよ。ずっとこの計画を細々でも結構ですから、基肄城というのは本当に基山の誇りでありますし、我々町民の誇りであると思っております。それを保存整備計画となっておりますから、この計画は何年かけても完成するような息の長い事業となることを望んで、この質問を終わらせていただきます。

次に、教育方針についてお尋ねをいたします。

教育長は、学力の向上が一番大事だとおっしゃっておりました。昨年度は取り組みが不足していたというお答えでありますけれども、では、取り組みに余力を入れていなかった昨年の子供たちに対してはどういうお話をされるのかですね。去年悪かったからことし取り組みをしようという結果で、じゃあ、昨年の子供たちになぜ、我々に学力の向上というものについて取り組んでいただけなかったのかという質問が子供から来たら、教育長はどういうふうにお答えをされるのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

昨年度も力を入れていないわけではないんですが、結果として余力成果が出ていないということだったと思います。ですから、昨年度の反省を生かして、どういうところがいけなかったのか、子供たちの学力というのは学ぶ意欲と十分に関連していますので、そのときの基本になるのは生活習慣というのもございます。それから、意欲の問題、そういうところも調

査の中で出ております。

未来に対して夢が持てるのかとか、それから、頑張ろうと思う気持ちがあるのか、そういうことも含めて子供たちにやっていきたいと思いますが、昨年度の子供たちに対して、決してぬるかったということではないと思いますが、昨年度の反省を生かすという面では、今年度、より一層取り組みたいということを考えておるところでございます。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

23年度の基山町教育の基本方針というのがあるんですけども、これは今年度だけの目標なのか、基本方針なのか、また来年度は来年度でされるのか。それとも、10年スパンで考えられた教育の基本方針が基山町にあって、その中の23年度分なのかをお尋ねいたします。

○議長（後藤信八君）

教育長。

○教育長（大串和人君）

まず、大もとにありますのは、国が出した教育振興基本計画というものがございます。これは、平成20年の7月1日にこの振興基本計画は10年スパンで出ております。それを受けて、県が佐賀県教育の基本方針、それを受けて私どもが整合性のある基山町教育の基本方針というのをつくっていきますので、御指摘の点については、毎年度見直すということが基本にあります。大きな項目については、数年の期間で達成していく目標が多々あると考えております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

県が10年スパンと考えられる——国ですか、国が10年スパンと考えると。県も決まったから、町がすると言われているんですけども、基山町でも5年計画、10年スパンで、基山町の子供たちが小学1年生から中学生までの9年間というスパンで考えられても別に不思議はないと思うんですね。それを毎年見直しをしていって、目標として10年スパンであるということ考えられているのか、毎年、1年ずつに子供たちというふうであれば、この全国学力テストというのは全学年ではないですよ、一部抽出ですよ。その年次の子供たちがどう

かで、次の年変えるということになると、本来、3年生がそれであるならば、4年生にはどのような指導でいかなければいけないというのは、これは違うと思うんですよね。

それを一律9年間とか、保育園とか入れたら十二、三年間でしよう、高校生まで入れるのか。変わってくると思うんですよね。その子供たち、子供たち、1学年、1学年でいえば、1クラス、1クラスでやっぱり目標は違うと思うんですよね。それが集合したものが基山町の教育方針であるべきだと私は思うんですけれども、上からではなくて、やっぱり子供たちに基山町としてどういった教育を社会的に、これから生きていく力を与えていくために何が必要かという、基山町という独自のこの地域の子供たちだけですよね、できるのは。だから、国が求める子供たちと基山町が求める子供たちの姿というのはまた違っていいと思うし、そうしなければいけない部分はあるでしょうけれども、違う個性がある分はあっていいと思うんですよね。であるならば、これ一冊で全体的に網羅するものではなく、各学年、せめて各学校なり、3校ありますから、その校区別とか、学年別とか、そういった細かいところまで積み上げられたものが私はこの基本方針にあるべきではないかと思うんですけれども、どう見ても、答弁によると昨年学力の向上を目指さなければいけないと、結果を見てことしはこれをしたと言われるならば、昨年の子供に対して非常に申しわけないなと私は思うんですよね。

だから、先ほど質問したように、子供たちに聞かれた場合、どういうお答えをされますかというときに御答弁なかったので、私も再度はしませんけれども、やっぱりその辺のところですね、個々の子供たちというふうにお考えいただいて、教育基本方針を考えていただければと思っております。

次に移りますが、不登校についてでございますが、若基小は不登校ゼロということですが、残念ながら1名いらっしゃるということでございます。文科省としては、30日以上が不登校であるという一応の基準みたいなものはありますけれども、基山町としては20日間以上の者ということでございますけれども、この20日間とされた基準はどこに置いていらっしゃるのか、お尋ねします。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

国の基準では30日ですが、その前に、不登校になる前に不登校傾向という状態が必

でございます。早期に把握するために20日、あるいは20日なくてもそういう兆候が出たお子さんについては、なるべく早目の対応をするようにこちらのほうは考えておりますので、学校のほうからも出してきていただいて、関係機関、あるいはスクールカウンセラー等の相談、それから支援体制等についても考えていくようなところでやっております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

ぜひ、本当に不登校ゼロというものが目標達成できますように、すべての子供が学校に行けるように、それは当然のこと、当たり前のことを子供に提供するのが我々町として、また議会としての役割だと思っておりますので、ぜひお願いをしたいと思っております。

それから、学校評価制度が行われておりますけれども、答弁ではなかったですけど、例えば、基山小学校の学校評価制度で昨年度課題とされたものですね、ここは取り組まなければ、ここは目標に達していないということがあれば御説明をお願いします。

○議長（後藤信八君）

教育長。

○教育長（大串和人君）

基山小が、ちょっと申しわけありませんが、学校評価制度、評価を今ホームページの上では昨年度消してしまっておりましたので、資料はこちらにもあるんですが、若基小の分ではなかったら若基小の分で……（「いいです」と呼ぶ者あり）

若基小では、生徒指導の面が余りよくなかったと。それから、学力向上の面では余り大きな成果を上げられなかった。それから、若基小特有の教員の資質の向上という部分で、昨年度の不祥事に対して、これも達成できていないということを評価の中で出しているところでございます。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

学校評価というのは、自分自身が1年間なりの学校の運営の評価を自分でする、また、深くかかわっていらっしゃる方に評価をしていただくという貴重な資料だと思いますので、その課題をぜひクリアしていただきたいと思っております。

次に進ませていただきたいと思いますんですが、中学1年生ギャップというものが、私も以前質問させていただきまして、依然としてその問題が多くあるんですけれども、基本方針の中で地域の小学校と中学校がお互いに連携してということであるんですけれども、この中1ギャップというものに対して、幼保、小中連携の中で、また、特に基山は基山小と基山中が隣同士にあるので、若基小にしてもそれほど時間なく、また、連携もいろいろスクールカウンセラー等されていますけれども、この中1ギャップという問題は基山中学校で起きているのか、その傾向としてあるのかどうか、その辺がおわかりになれば御説明をお願いいたします。

**○議長（後藤信八君）**

教育長。

**○教育長（大串和人君）**

基山中のみならず、どこの学校でも個人の生徒に関して、やはり中学校、新しい環境になじめないというお子さんは多少いらっしゃいます。基山中にもいると思いますが、そのことがどのくらいの強さで出るかと。学校に行きたくない、そこまで強く出るのか、しかし、学校はおもしろくないけれども、学校に行って生活をしていくと、そういう程度の差があると思いますが、不登校になるように中1ギャップが強く出ておられるお子さんというものは、現在のところ、基山中では把握はしておりません。

**○議長（後藤信八君）**

品川議員。

**○10番（品川義則君）**

不登校の比率というものがああるんですけれども、小学校では314人に1人とか、低いレベルであるんですけれども、中学生になると一けた違いまして、クラスに1人、35人に1人というデータも出ております。この中で、中1ギャップの子供たちが実際そうなのかどうかは資料として出てきていないんですけれども、ぜひ中1ギャップというものにも取り組んでいただいて、この地域性の特徴ある基山町の学習環境であれば、小中の連携をより深くとっていただけたいろんな活動を進めていただければと思っております。

次へ進めさせていただきます。

総合型地域スポーツクラブ、スポーツ大国きのくにについて質問させていただきます。

既存の4つのサークル運営ということでありましてけれども、この4つのサークルというのはどういった内容のサークルでございますでしょうか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

ラージボール卓球、それからペタンク、ミニテニスとスポーツ吹き矢の4種目でございます。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

基本法のスポーツ基本法ですか、この中の第12条でスポーツクラブの育成のため、施設の整備、事業に応じた施設運用の改善、指導者の配置に努めなければならないとなっていることですがけれども、既存の4つの今の体育事業でいろんなクラブをされております。なかなか体育施設とか取りづらいということにもなっていると思いますし、また、こうやって4つのクラブがふえてくる。また、これからもスポーツ大国きのくにとして、いろんな軽スポーツなり、生涯スポーツを楽しんでいこうということで事業に取り組んでいかれると思うんですが、今以上に施設の整備に努めなければならないとなっておりますけれども、新たにこれ以上需要がふえてくれば、施設をつくるということをするのかされないのか、また、これ以上ふえて運用できるのかどうか、その辺のところをお尋ねします。

○議長（後藤信八君）

教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

新たな施設の整備は、今のところはないというふうに思っています。

ただ、運営の中で、確かに体育協会等も今現在ある団体がしっかり練習日をとっているとかいうことで、なかなか入りづらいという話は出ておりました。ただ、今のところ、その空き時間等調整しながら入れるようになっております。

今年度から始まりましたので、来年の2月ぐらいにまた体育施設等の調整会議がありますので、その中でできるだけうまく調整して、皆さんが練習できるような形で話し合いをしていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

**○10番（品川義則君）**

趣旨的に本当にすばらしい内容であると思うんですけども、既存の他団体ですね、今されている活動、されているほかの団体等とか、また、これから新しく始めようという方の調整を速やかに行っていただきたいなと思っております。

このスポーツクラブは、将来的には完全に自立させるということになっておりますけれども、これはできるんですか。

**○議長（後藤信八君）**

教育学習課長。

**○教育学習課長（内山敏行君）**

人数が今のところ81名、初回の登録でおられます。この方たちがだんだんふえていって母体が大きくなれば、当然自立をしていただきたいというふうに思っています。

ただ、今のところはうちの担当者のほうもいろんな会議等に出まして、一緒に進めているという状況ですけども、やはり将来的にはそういうふうな自立をしていただくようなことを目指していきいたというふうに思っております。

**○議長（後藤信八君）**

品川議員。

**○10番（品川義則君）**

ありがとうございました。

では、最後のまちづくり条例について質問させていただきます。

8月末現在で提案が3件ということで、その内容として、どうなっているの、町の予算の内容充実とか、休耕田の菜園としての有効利用促進、道路清掃の充実を図るというものでありますけれども、休耕田を菜園として有効利用促進という提案に対しての回答をおわかりになれば説明いただきたいと思うんですけども、探してみたんですけども、出てこなかったもので、おわかりになればと思うんですけども。

**○議長（後藤信八君）**

岩坂企画政策課長。

**○企画政策課長（岩坂唯宜君）**

今のところ、まだ回答をいたしておりません。提案として受けておりまして、担当課と協議をしておるところでございます。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

この条例ができるときに、前期の議会で本当に職員の方は大変じゃないかと、今の業務に支障が出るんじゃないかと、それほど多くの提案があり、また、要望等が上がってくるんじゃないかということであったわけですけれども、8月末で提案3件、要望16件の計19件でありますけれども、これは想定されていた、どれだけ上がってくるだろうと我々議会としては非常に不安で心配であったんですけれども、実際に受けられた企画政策課としては期待どおりなのか、期待以上なのか、以下なのか、その辺のところの判断はいかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

要望等については、これは今までどおりの要望をいただいていると。これはほとんどまちづくり推進課の内容でございます。

提案につきましては、地域の提案をある程度出していただくのではないかと予測はしておりましたが、残念ながら、今のところは個人さんが個々の問題で出してあるということの3件でございますので、できましたら地域の計画、提案等を期待いたしているところでございますが、残念ながら、今のところは出ておりません。

ただ、今後出していただけるようなお話もございますので、そこら辺を一つのモデルとしながら、できればそれを発展させていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

やはりこの条例について、なかなか認識はまだされていないのかという答弁も、理解していただくように努めてまいりますという答弁もあるんですけれども、ニュースレターとして、基山町協働のまちづくり推進というのがありますが、この中でまちなか協働ステーションということがありますけれども、これはどなたがされていらっしゃるのか、また、どういう団体がこういった事業内容として受けていらっしゃるのか、説明をお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

これは緊急雇用対策といいますか、事業でお願いいたしておりますもやいワークス、ここでしていただいております。主には、職員として雇っていただける方、あるいはもやいの代表の方が主体的に入っていただいて、まちづくり基本条例も含めて、地域のそういういろんな問題等も含めて相談を受けられてあるということでございます。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

このまちなかのもやいワークスですか、その方々はどんな方々なんですか。相談日は9月ですと3日と17日、4日と18日、土日と金曜日ですね。せっかくニュース通信を出していらっしゃるんですけども、そのもやいワークスの方がどんな方なのか、どんな顔の方なのか、全くわからないんですよ。わからんといかんと思うんですよ。じゃあ、あの扉をあけて、だれが入っているのかわからないところに入れるかどうかですよ。その辺のところはどのようにお考えですか。もし岩坂課長があそこの中にぽっと入っていけとって、私は入れないと思うんですよ。鳥飼さんは入れると思うんですけども、冗談ですけども、いかがですか、その辺のところは。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

それはいろんな方のお考えがあると思いますが、確かにまちなかステーションの開庁、うちがあげていない部分についてのときは、確かにあそこの前の旧文光堂さんですかね、あそこの隣にあります、それ以外のときには庁舎内でも開設をしておりますので、できましたら、そのときにお顔を見ていただければ非常に優しい方でありますので、御相談しやすいのではないかというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

ぜひ基山広報でも顔写真だけでも、内容でも載せていただければと思います。優しい方と

というのは、やっぱり会って見ないとわからないですけど、その扉をあける勇気がなかなか私はないものですから、お願いいたします。

それから、要望ですね、これは従前と変わらずにいろんな地域から上がってきていると思うんですけども、その優先順位なんですけれども、同じカーブミラーをつけてくれということがあった場合、先着順なのか、危険性なのか、予算の措置なのか、その要望の内容ですね。カーブミラーをつけてくれというのとガードレールをつけてくれと、同じものが上がって、危険性はガードレールがあるんだけど、順位はカーブミラーだからとか、カーブミラーが安価でガードレールは予算を組み直して補正に上げなきゃいけないから、これはおくれますよとか、そういうふうな優先順位としてはどういったことを考えていらっしゃるんでしょうか。

○議長（後藤信八君）

大久保まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

今申されますように、ガードレールとかカーブミラーの要望が多うございます。あくまでも対応できるのは予算の範囲内ということなんですけれども、その中でも危険性、そういうものを重点的に優先させております。危険性のあるところを優先的にしております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

そういったものに対して交通安全のガードレールとか、いろんな施設は、町のほうでも計画をされていると思うんですね、年度年度でですね。それで、5,000千円なり、6,000千円なりの予算をつけられると思うんですよね。その枠があって決まっていると。そして、町がここは危険だからと熟慮されたものに要望が来たというのは入ってくるのか。あるいは自分の計画をのけて、おくらせて要望は入ってくるのか、要するに自分たちの計画を優先するのか、要望を優先するのか、それは危険性とか頻度によって変わってくるのか。であるならば、課が考えた計画というものは何なのかというふうに疑問も持ってくるんですけども、その辺の対応はどうされておりますでしょうか。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

ガードレールとかカーブミラー、交通安全施設ですけれども、この分につきましては、交通安全特別交付金の中での事業ということで取り組みをさせていただいております。

ですから、まちづくり推進委員会でも道路の維持管理ということで予算を組ませていただいておりますけれども、それとは別に交通安全施設の中での危険性のあるところ、そういうところを優先させていかなければならないと思っております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

要望についてはわかりました。

提案についてなんですけれども、予算を伴う、予算の補助が欲しい、なければなかなか事業が難しいというものがあるとき、5月に発案されて、12月にイベントをしたいと。ところが、今年度の予算がなかなかつかないからとずっとおくらせていくとか、半年もあれば何とか間に合うんでしょうけれども、3カ月しかない。期間が3カ月でなければこの事業はできないし、町の活性化に我々は取り組みたいけれども、できないということがあれば、どういった対応をされるのかなと思ってお尋ねします。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

それにつきましては、必ずしも本年度対応ということにはならないと思いますので、翌年度に必要であれば行わせていただくということになると思います。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

町の活性化でありますから、翌年度で間に合うもの、間に合わないものも出てくると思いますし、町民の要望は町の財政の予算の執行について、それに合わせていくというものではないと思うんですね。できれば最初から予算を組んでいただいて、それは幾らかわかりませんが、組んでいただいて、プールされて、それを運用できるようなものにぜひしていただきたいなと思っております。でなければ、なかなか提案する側も、そういったものを考慮

しながら活性化というものはなかなか難しいと思いますね。なかなか発案というもの、提案というものは難しいと思いますので、柔軟に対応されて、町民の意見をより取り入れやすいように、出しやすいような政策を打っていただきますようお願いをいたしまして、終わらせていただきます。

ありがとうございました。

**○議長（後藤信八君）**

以上で品川義則議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩します。

～午前10時41分 休憩～

～午前10時50分 再開～

**○議長（後藤信八君）**

休憩中の会議を再開します。

次に、木村照夫議員の一般質問を行います。木村照夫議員。

**○4番（木村照夫君）（登壇）**

皆さんこんにちは。4番議員の木村照夫でございます。前は新人で一番バッターでございまして、何を一般質問したか、もう時間を忘れてしまってですね。そういう失敗がございまして、今回はじっくりと一般質問をやりたいと思います。

私は、この町の山間部、園部、小林に生を受けました。生を受けて62年間、その間、前の会社で海外派遣で2年ほど抜けましたが、約60年間、じっくり園部の地、小林に足を踏ん張って生活をしてまいりました。その園部の地、歴史書によりますと、大興善寺を開いたのが630年代、また園部宝満宮640年代、大化の改新が645年ですね。それから見ると、あの集落は1,300年の古い集落でございます。そういう歴史にありながら生活に必要なライフライン、電気、ガスはあります。そこで生活用水の水、井戸に頼っております。何であの地域だけ基山の水がないのか、私は不思議に思っております。まだまだ下水道も来ておりません。そういう生活で町内でも格差、地域格差があると思っております。ああいう古い集落があったればこそ、高島団地、三井ニュータウン、それとけやき台ができたと思っております。ああいう集落をおろそかにしてはならないと思っております。その役目が地元代表の木村でございます。それに対して質問させていただきます。

1項目めに、ライフラインの上水道・下水道行政について。

2項目めに、森林を守る保安林制度についてお伺いします。

最後に、商工業用地の土地確保は現在あるのか、将来はあるのかについてお話をしてもらいたいと思います。

それでは、質問事項1、(1)の要旨でございます。上水道ライフラインの今後の計画について。

ア、上水道の町内使用状況について（町内全世帯の何割使用か）。

イとしまして、上水道のメイン配管の未設置箇所はどの区域か。

ウとしまして、上水道の未設置箇所はなぜあるのか。

エとしまして、今後の上水道メイン配管の拡張計画はあるのか。

オとしまして、園部の小松集落上部にあります福岡県が許可した、今倒産した産業廃棄物最終処分場があります。あの地区は水道管未設置のために井戸水を使用している。大切な命の水の井戸水を使用しております。それが果たして安全なのか、水質検査はやっているのかについてお伺いしたいと思います。

それから、カとしまして、佐賀東部水道企業団で基山浄水施設更新事業の工事が開始されております。この水道企業団は私のすぐ横、100メートルもありません。そこで今ガッチャン、ガッチャン、工事が始まっております。その概要について説明してほしいと思います。

それから、(2)としまして、下水道の今後の計画について。

ア、下水道の町内使用状況について（町内全世帯の何割が使用しているか）。

それから、イとしまして、下水道メイン配管の設置区域はどの区域か。

それからウ、下水道の未設置箇所はなぜあるのか。

エとしまして、今後の下水道メイン配管の拡張計画はあるのか。

それから、オとしまして、下水道整備計画外の中山間地集落は、合併浄化槽をある一部の方は設置しております。その設置を拡大できないか、既設置者の方々には点検管理費用は負担できないか、そういうことをお尋ねしたいと思っております。

大きな2としまして、森林を守る保安林制度についてお聞きしたいと思います。

(1)としまして、森林は水源の涵養や山地災害の防止に役立っております。国や県が指定する保安林制度とは何かについてお伺いします。

それから、(2)に対して、町内の保安林の地域と面積を示してほしい。及び山林全体の保安林は何%あるのか、それをお伺いしたいと思います。

(3)としまして、保安林に指定された場合は、山林所有者のメリット、デメリットは何か。  
また、(4)としまして、町は本当に真剣に保安林の面積拡大をやっているのか、それをお伺いしたいと思います。

3としまして、商工業の企業用地の土地確保はあるのか。

その(1)としまして、グリーンパーク工業団地及び弥生が丘の企業誘致の状況を示せ。及び企業誘致の残地はどのくらいあるのかを説明してほしいと思います。

最後に(2)としまして、町は高速道路鳥栖インターの周辺であり、九州の中央の位置であると。交通の利便性を生かした土地の有効活用として、流通倉庫用の団地等の土地確保計画はないのかをお聞きしたいと思います。

以上です。

**○議長（後藤信八君）**

小森町長。

**○町長（小森純一君）（登壇）**

それでは、木村照夫議員の御質問に答えさせていただきます。

まず1項目めの、ライフラインの上水道・下水道行政についてということです。

(1)水道ライフラインの今後の計画について。

アの、上水道の町内使用状況についてということでございますが、平成23年3月末現在、84.9%になっております。

イの、上水道のメイン配管の未設置箇所はどの区域かということですが、小林、黒目牛、小松東、小松西、古屋敷、丸林東、丸林西の7地区となっております。

ウの、上水道の未設置箇所はなぜあるのかということです。

浄水場より高所であり、現施設では給水が不可能なため、給水区域外としております。

エの、今後の上水道メイン配管拡張の計画はあるのかということですが、老朽配管の取りかえは計画されておりますが、お尋ねのメイン配管計画はございません。

オの、園部の小松集落上部には福岡県が許可し、倒産した産業廃棄物最終処分場があるが、上水道管が未設置のため井戸水を使用しているのだが安全なのかと、水質検査等は実施しておるかということでございます。

柿ノ原地区、古屋敷地区、小松地区の水質、土壌、大気の検査は、河川で2カ所、水質2カ所、土壌1カ所、大気1カ所、地下水、いわゆる井戸水が3カ所、これは古屋敷、柿ノ原、

小松でございますが、毎年実施しております。問題となるような結果は出ておりません。また、福岡県でも水質検査が行われていますが、こちらの結果にも問題は出ておりません。

カの、佐賀東部水道企業団で基山浄水場の浄水施設更新事業の工事が開始されておると。その概要を説明してほしいということでございますが、基山浄水場は昭和52年に基山町で建設し、昭和60年に佐賀東部水道企業団に移管した浄水場で、建設後30年を経過しております。この間、給水利用の伸びとともに機械設備、電気設備が経年劣化しており、安全かつ安定した供給のためには、これらの使用箇所を更新が必要となり、大規模改修をいたすところでございます。

(2)の下水道の今後の計画です。

アの、下水道の基山町全世帯の使用状況について（町内全世帯の何割使用しているか）ということですが、基山町内の全世帯から見ると、下水道使用状況の割合は65.5%となっております。

イの、下水道のメイン配管の設置区域はどの区域かということですが。

下水道事業を行う場合は、県知事の認可が必要となります。認可区域で配管工事が終了した区域は、主に市街化区域であります。この区域については、メイン配管が設置されております。

それからウの、下水道のメイン配管未設置区域はなぜあるのかということですが、下水道事業の認可区域外の地域では、環境工事等の下水道工事は行っておりません。この地域においては、メイン配管が未設置となっておりますということですが。

エの、今後の下水道メイン配管拡張の計画はあるのかということですが。

下水道計画区域554ヘクタールのうち、255.8ヘクタールが認可区域となっており、平成24年度で完了の予定です。残りの区域の配管拡張については、公共下水道事業全体計画変更中で検討しなければならないと思っております。

オの、下水道整備計画外の中山間部集落への合併浄化槽の設置及び既設置者への点検管理費用の負担は考えられないかというお尋ねです。

町内全域の水洗化を向上させるためには、公共下水道区域として取り組むより合併浄化槽の戸別の処理のほうが経済的であれば、点検管理費用については公共下水道事業全体計画変更の中で検討していかなければならないと思います。

2項目めの、森林を守る保安林制度についてでございます。

(1) 森林は水源の涵養や山地災害の防止に役立っているが、国や県が指定する保安林制度とは何かということですが、保安林とは水源の涵養、土地の崩壊、その他の災害の防備、生活環境の保全形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣、または都道府県知事によって指定される森林でございます。

(2) 町内の保安林の地域と面積を示してほしいと。及び山林全体の何%指定しておるのかということでございます。

国土調査により面積の更正がありますが、平成23年度1月1日現在の一般山林が752.9ヘクタールで、そのうち保安林が145.4ヘクタールとなっており、保安林は16%となっております。

(3) 保安林に指定された場合、山林所有者のメリット、デメリットは何かということです。

これは不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税が課税されません。また、相続税、贈与税、所得税、法人税が軽減される場合がございます。造林や間伐をするときの補助率の加算措置もあります。これがメリットでございます。デメリットとしましては、立木の伐採や土地の形質の変更等が制限されると。それから、民間企業が営利目的で解除を行うことは事実上不可能であるということでございます。

(4) 町は保安林の面積拡大に努力しているかということでございますが、立木の伐採や土地の形状の変更等が規制されることや、民間企業が営利目的で解除を行うことは事実上不可能である等のデメリットもあり、面積拡大はできておりません。しかし、今後とも推進に努めていきたいと考えておりますので、地元関係者の皆様の御協力をお願いしたいと思います。

3 項目め、商工業の企業用地の土地確保はあるかということです。

(1) グリーンパーク工業団地及び弥生が丘の企業誘致状況を示せと。企業誘致の残地がまだあるのかというお尋ねでございます。

グリーンパークの状況は、日本タングステン株式会社、三菱倉庫株式会社、ヤマエ久野株式会社、株式会社東洋空機製作所、株式会社日立物流、三紀運輸株式会社の6社でございます。弥生が丘は、株式会社九電工、鴻池運輸株式会社、理工協産株式会社、株式会社上原製作所、山口精機工業株式会社、S U S 株式会社の計6社でございます。

なお、用地については現在完売しておりますので残地はございません。

(2) 町は高速道路鳥栖インターの周辺であり、九州の中央位置である交通の利便性を生かした有効利用として流通倉庫用団地等の土地確保計画はないのかということです。

現時点では特に計画はありませんが、国土利用計画において長野地区を流通工業地として位置づけていますので、地域の方から地区計画等の要望や民間等の開発に伴う形の中で、町として協力できるものは協力しなければならないと考えております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

それでは、2回目の質問に参ります。

(1)の水道ライフラインの今後の計画について。で、回答が町内の使用状況ですね、これが84.9%、残りが15.1%でいいんですかね。

○議長（後藤信八君）

吉浦農林環境課長。

○農林環境課長（吉浦茂樹君）

そのとおりでございます。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

そしたら、佐賀県内で何番目の普及率ですか。

○議長（後藤信八君）

農林環境課長。

○農林環境課長（吉浦茂樹君）

ちょっと申しわけないんですが、その資料をちょっと持ち合わせておりません。済みません。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

はい、わかりました。それでは、上水道のメイン配管の未設置箇所、さっき7カ所言われましたね。小林、黒目牛、小松西、小松東、古屋敷と丸林と丸林西の7つですね。ほかに鎌浦とか皮籠石の西、東、小原の上のほう、ここはすぐ引かれますか。

○議長（後藤信八君）

農林環境課長。

○農林環境課長（吉浦茂樹君）

メインの配管ということでお尋ねでございますので、幹線道路といいますかね、そこには配管をしております。だから、それから先の集落に行く分についてが行っていないということで、先ほどの町長の回答の中からは控えさせていただいているということです。そういうことで、7地域ということでさせていただいています。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

はい、わかりました。低い場所だって、高い場所だって同じということですね。

そしたら、ウとして、上水道の未設置箇所は何であるか。なぜできるようにする方策がないのですかということですね。お願いします。

○議長（後藤信八君）

農林環境課長。

○農林環境課長（吉浦茂樹君）

議員御存じのように、今、浄水場というのは黒目牛のところがございます。あと未設置のところにするということになりますと、ポンプ場をつくって圧送するというをしないとできませんので、現在のところはそれができていないということでございます。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

その考えはないですかね。上にポンプで送って高架水槽をつくって、あの周辺に水を送るとか。

○議長（後藤信八君）

農林環境課長。

○農林環境課長（吉浦茂樹君）

現在、基山町は東部水道企業団に加入しておりますけれども、この中では、今のところポンプ場を新たにつくるというのは、計画はございません。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

それでは、小松の集落の上に最終処分場がございますね。あの最終処分場はどのような型の最終処分場でありますか。

○議長（後藤信八君）

農林環境課長。

○農林環境課長（吉浦茂樹君）

これは中間型の処分場だと思っておりますが、現在、福岡県のほうで裁判中でございます。それで当然、筑紫野市のほうにも山神ダムというのがございます。そういうことで、あの地域の方も心配をされて独自に調査、それから福岡県のほうでも水質調査、それから基山町でも水質調査をやっているような状況でございます。

以上です。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

私、あの地域におりまして夕方、土曜、日曜、休みのとき、大きなタンクローリー、何か水溶液を持って夜遅く運搬したり、また大きなトラック、黒いトラック、ほろをかぶせて、それも雨の日、土曜日、官庁が休みの日、いっぱい運んでおりました。福岡県は、向こうの搬入禁止、県境、高速を通過して鳥栖のインターから基山に入っておりますね。そういう実態がございます。で、産業廃棄物の最終処分場の名称はわかりますか。

○議長（後藤信八君）

農林環境課長。

○農林環境課長（吉浦茂樹君）

名称は、株式会社産興というのがございました。それと、基山町が接しているのは村川組でございますけれども、これはもう解散しております。現在、先ほど申し上げた福岡県のほうで裁判をしているというのが、株式会社産興と福岡県とやっているのと。

そういうことでございます。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

いや、名称というのは産業廃棄物、一般管理型とか普通の最終処分場とかございまして、ここの処分場は安定型産廃処分場ですもんね。管理型は劇薬とか、また保管庫を置いてですね。そしたら安定型、何を搬入していいですか。安定5品目とあります。知ってありますか。どうぞ。

○議長（後藤信八君）

農林環境課長。

○農林環境課長（吉浦茂樹君）

下の事務所のほうには資料を持っておるんですが、安定5品目についてちょっと頭のほうに入っておりません。申しわけございません。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

数年前の事件ですからね。でも、搬入した資材はずっと残っております。全然、未解決の問題ですね。それは念頭に置いてください。

さっき言いました安定5品目ですね。1つは廃プラスチック、それからゴムくず類、それと金属くず、ガラスくず、除去コンクリートの破片くず、それが安定、無機分ですね。これらは腐食しない、ガスも出ない。でも、あそこには88年10月でしたかね、硫化水素ガスが発生しまして3名が亡くなっております。というのは、安定型の処分場であって無機分で絶対ガスは出ない、それが出たでしょうが。3人も死んだと。

そして、安定型処分場はどんどん穴を掘って泥を取って、何もシートも引かんでよか。わかりますか。きれいな山泥やった。どんどん泥ば取ってこう下げて、どんどん廃棄物を持ってきました。特に金属が入っていますもんね。もしクロムとか鉛とか水銀が入っておったらどうなりますか。何もシートもなかとよ。ガスも出よっ。ガスは上さん行くかもわからんね。のり面も筑紫野県境は向こうに行っておるけん、表面水は向こうに流れる。でも、地下浸透水は、私も潜ったことないけんわからんですよ、みんなわからん、どうなっているか。基山に来るかもわからん。

皆さん、福岡県が許可したと言いよっでしょうが。そしたら、福島原発、国が福島県に

許可したね。みんな大迷惑でしょうが、汚染でしょうが。これがあると言いよつとですよ。基山は知らんばいと。福岡県じゃなくて違うと。第2の原子炉のようで、あそこんにきもね、何が入っておるかわからんけん言いよるとよ。それは業者も、いや私は安定化を入れております。いわゆる裁判ざたしよんね。その無機類に、ちょっと破片に有機物があって、それが水に濡れて蒸発して硫化水素ガスが出よつとか言いよるでしょうが。

結局、だれが損するかと、だれが困るかというのは、地元住民じゃんね。それが10年後、20年後出るかわからん。水銀の水俣病、そうやったでしょうが。ずっと裁判をかけて、国が悪かったと。それがあから、何で水ば持ってこんとかいと言いよつとですたい。町長、どぎゃんですか。

**○議長（後藤信八君）**

小森町長。

**○町長（小森純一君）**

確かに木村議員、御心配のことは重々わかりますし、私もとにかく町長になる前でもございましたかね、非常に心配だったものですから、筑紫野のほうでいろいろ集会があつておりました、その集会にも行った覚えもございます。その後も、佐賀県にも申し入れをしました。それは佐賀県独自じゃなくて、福岡県とやっぱり協調してやっっていかなきゃいかんというような、結局はそういう話で、そして事故もあつたし、産興にストップがかかつて、その後、一応ストップはできておりますけれども、おっしゃるように、これは目に見えない部分、地下水浸透という、これが一番怖いわけでございます。

小松、小林、あの辺が一番だろうと思っておりますけれども、とにかく、ひいては私どもも地下水がどうなっているかわかりませんから、それは駅のほうにも来る可能性もございますから、十分やっぱり注意していかなきゃいかんと、それがために検査もやっております。しかし、表面の検査じゃわからんじゃろうと。なら掘削して、何百メートル掘って、そして検査もせにゃいかんじゃろうと。そういうことも、私どもも集会のとき言ったりもしますけれども、一向に進まないというのが現状でございます。

それから、瀬戸内あたりの島でやっぱりごみの捨て場になった。それは長年かかって、結局、あれはどういう呼び方をするのか、国に撤去させたというような、そこまでいかないと、これはやっぱり県ではなかなかできない問題かなというふうに考えておりますので、その辺はひとつ努力したいと思っておりますし、そうじゃなきゃ水道ということになりましょう。そ

の辺のところは東部水道企業団も、それから担当のほうも、どう考えておるのかと、それはちょっと私のほうは、今の段階ではちょっと控えさせていただきたいと思います。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

やっと町長が少しはわかったごたっ気がします。あそこんにきはよかろうが、水がうまかけんて。町長違うですよと、いつか話したことがあります。それで、どうしても退去処分とかできないなら水質検査の強化ですね、あれをお願いしたい。特に鉄分、水銀とか、あの辺ですね。お願いしたいと思います。

で、福岡県が許可したからですね。基山は金がなかなかさい、あの周辺ちょっと心配だから水道管ぐらひは引いてくれと。あの地域は、そういうお願いも県を起こして、汚染の源ですから、そういう考えもあればいいなと思います。どうですか、町長。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

それは県というか、まず東部水道企業団にさせるということかと思いますが。

それと、これは怒られるかもわかりませんが、間違いかもわかりませんが、ずっと以前に小松とかにですね、小林は下でございませけれども、小松とかに水道を引いてはどうかと、それを引くかというような意向調査もやってはなかったのかな。ちらっと私は以前そういうことを聞いた覚えがあるんですけども、意向調査をして、やはり井戸がというようなことがあったやにちょっと聞いております。その辺、定かじゃございませけれども。

そういうことで、本当に皆さん方、管は引いた、ポンプアップはしたが、しかし、利用されないというようなことじゃいかんかなと、その辺のところから本当にどうするかということを考えていかなきゃいかんのかなというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

あの小松一帯、浄水場の高さよりちょっと低いかな。あの水域に水源を確保するんやったら何メートル上さん上げにゃいかんとですかね、高架水槽を。一般の家庭からどのぐらい上

げれば……。7キロぐらいかな、水圧は。

○議長（後藤信八君）

わかりますか、今の答えは。農林環境課長。

○農林環境課長（吉浦茂樹君）

正式に高さというのは、ちょっと把握できておりません。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

ちょっとよろしゅうございますか。

○議長（後藤信八君）

そうしましたら、今の質問に対する答えについてちょっと答弁の調整をしますので、暫時休憩します。

～午前11時28分 休憩～

～午前11時33分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開します。

吉浦農林環境課長。

○農林環境課長（吉浦茂樹君）

済みません。貴重な時間、答弁調整のために時間をとりまして、まことに申しわけございません。まず、議員質問ありましたように、一番希望されているところから20メートル上に高架水槽をつくるということになりますと、可能だということでございます。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

はい、わかりました。それで、カですね。基山浄水場の浄水施設の更新事業が今始まっておりますね。その中で、工期と業者名と、どのくらいの金額か、どういう改修事業か、わかれば説明をお願いします。

○議長（後藤信八君）

農林環境課長。

○農林環境課長（吉浦茂樹君）

浄水場の更新事業を今やっております。23年度に設計をやりまして23年度、ことしでございますけれども、土木建築工事及び機器製作、それから24年度に機器の据えつけ、試運転ということで、24年の9月には通水を完了したいという計画で現在のところ進んでおります。

それから、受けた業者でございますけれども、クボタ・東芝・東京設計事務所特定建設工事共同企業体と東部水道企業団が契約をしております。金額でございますけれども、1,134,000千円でございます。

内容的には、膜処理新設ということで、デザインビルド方式というのを採用ということで、検討委員会等で十分検討した結果、膜処理新設ということでやるということで現在進んでおります。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

いや、地元の方は、あげな改修工事をされよっでしょう、莫大な費用を使うて。みんな筑後川から上さん上げてもらって、ほんな横にあつとにです。あの近くは何で水は使われんと。ほんとこれ地元のもの素直な意見ですもんね。そこんにきを吟味されてね。今回、自分があそこに必要であるという要望ば言っていなかったから、早目に言ったがよかったかなと今でも思っております。町長、今後4年間またあらっしゃろうけん、またそこんにきも十分をお願いしておきます。では、次の質問に行きます。

次は、下水道問題ですけれども、下水道問題で基山町の普及率65.5%と。9月10日の新聞です、下水道デーというてから佐賀県の佐賀新聞にありましたけど、基山町は汚水処理人口の普及率で90%、上峰町は100%で書いてあるばってん、基山町の90%はこれでいいんですかね。

○議長（後藤信八君）

大久保まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

今申されました90%というのは、公共下水道、それと汚水処理施設、これは本桜団地とか

ございます。それと合併浄化槽、そういうのを含んでの90%でございます。（発言する者あり）90%というのは、これは世帯ですね。世帯だったと思います。（「世帯数」と呼ぶ者あり）はい。（発言する者あり）（「計画区域やろ」と呼ぶ者あり）計画区域の中での世帯数で90%です。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

大久保課長は私の後輩じゃっけん、しっかり調べてください、そこんにきは。90%、佐賀県じゃ7番目ぐらいかね、普及率はね。立派なもので、普及率の拡大をお願いしたいと思います。時間がないのでね。

この下水道問題は一昨日、重松議員が深く追求されましたので抜かしていきますけれども、下水道の整備計画外の地域をどうするかという問題ですね。永遠のテーマかもわかりません。ほかに私の筑紫野市の上の平等寺、見に行ったらきれいに下水道をしてあつですもんね。私初め水道管かなと思うて地元の人に聞いたら、いや、これは下水道ですよ。そしたら、農業集落用の下水道あるんでしょ、あそこんにきをちょっと説明お願いします。

○議長（後藤信八君）

大久保まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

今申されましたのは農業集落排水事業ということで、農林水産省の事業として国の事業で取り組まれた分でございます。先ほど上峰町が100%と言われましたけれども、上峰町の場合その農業集落排水で取り組んであります。ある程度農村地域がメインの自治体、そういうところがこの農業集落排水事業で取り組んである状況でございます。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

やっぱり普及率を上げるためには、そこんにきも検討されて、山間地の汚水とかなかつちやろね。農業用とか漁業用とかありますね、山間地用なりあったらいいけどね。そこんにきを適用して検討ばしてくださいよ。あそこんにきはアフリカやなかけんですね、基山町のわずか上のほうやっけんですね。そこんにきは、住みやすい基山町をつくっていきたいと思

ます。よろしく申し上げます。次に行きます。

次は、森林を守る保安林制度ですね。さっき保安林の用途とか言ってもらいましたが、ほかに保安林の種類があったらそれば上げてください。

○議長（後藤信八君）

吉浦農林環境課長。

○農林環境課長（吉浦茂樹君）

保安林の中で基山町に特に該当するのは水源涵養保安林、それから土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、それから基肄城のほうをやりました保健保安林、そういうもの。そのほか、海岸沿いにつきましては暴風とか、砂防とか、水害防備とか、そういうものはあります。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

はい、わかりました。先ほど保安林の基山町の面積と山林の面積を言われましたですね。それで、保安林は145.4ヘクタールあるんだと、16%と言われましたけど、園部、宮浦、丸林、おのおのわかりますか。園部、何ヘクタール、宮浦、何ぼ、丸林、城戸にきは何ぼとか。

○議長（後藤信八君）

農林環境課長。

○農林環境課長（吉浦茂樹君）

地区別ごとに集計したものというのは、ちょっと持ち合わせしておりません。申しわけございません。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

はい、わかりました。そしたら、ほんと保安林、私も山ありますけれども、小森町長のところと隣接場所でほんと上、下やったですもんね。

ちょうど国土調査がございました。若い人ですね、全然山に入っていない人、自分たちは、若いときは、たきもんとりとか原野の草刈りとか行っていて、自分の面積はわかります。

若い人は全然わからんとですね、初めて行って。

携帯電話で国土調査のとき、ばあちゃんは知ってあるけど足の悪かですもんね。そいけん携帯で、ここに石があったけど、もう石はなかと。ないはずですね、初めてでわかりはせんからですね。そういう今の持ち主、元気な方、山に入る人、全然わかってなかったけれど、今度の国調、昨年やったですかね、1区でみんなすべて終わりました、みんな自分の山、ああ、これが私の山だと今認識されてありますもんね。みんな境界くいを回って、若い人もくいを打っております。だから今がチャンスです。あの保安林、要するに環境を守る林、森林ですね。

いつも町長が言います。いっぱい基山は自然がありますと。あつたっちゃ、だれかが手を入れにゃいかんとやんね。入れんと山は崩れ、孟宗竹がいっぱい繁って、今がちょうどチャンスでございますから、保安林制度の拡大をやってほしいと思います。どうですか、課長。

○議長（後藤信八君）

農林環境課長。

○農林環境課長（吉浦茂樹君）

確かにおっしゃるように、保安林にすればですね。しかし、保安林をしたから、それで管理が十分できるということじゃありませんけれども、産業廃棄物等の投棄とか、それから開発というか、そういうものの防止にはつながると思っています。

それと、昨年がちょっと私のほうが十分な、地元に入って保安林の説明というのをやっておりませんので、今後、あと半年ぐらいしかありませんけれども、ことしの中でも再度地域説明をやって所有者の方の理解を得ていきたいというように考えております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

やはり何か目的をつくるでしょう。地方公務員であれば納期、何月何日何時までにやりますと。あれがないみたいやんね。いっぱい業務があつてできんかわからんけど、それは町長のリーダーシップ、率先、垂範。町長、どぎゃんですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

おっしゃるとおりだというふうに思います。それはそれといたしまして、私もこの保安林という部分については大切なことだと思います。

もう去年おとしになるんですかね、2区の公民館に行って、皆さん方に私からも願いをさせていただいたと。それで一定の面積になっておるといことだと思いますけれども、これからもっともっと自然を守る、それから治水とかといういろいろな意味もございいますから、これはやっぱり第一にリーダーシップを持ってやるべきかというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

それが町長の残した、来期の大きなテーマじゃないかと思っております。

そしたら、最後に行きます。商工業の企業用地の土地確保はあるのかという問題ですね。

お答えは、グリーンパークの工業団地、弥生が丘も完売しましたと、全然ありませんと。そういう答えですが、プラス指向で基山を発展させるには、そういう用地も絶対必要です。町長、どう思いますか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

それは私としましても欲しいところでございます。工業用地でもあろうし、あるいは住宅用地でもあろうし、そういう部分としてやはり平地がもう少し欲しいなと思っておりますけれども、それは今度は都市計画なり何なりというようなその関連も、農業との関連もございいますものですから、その辺は余りこう、拙速な開発というのは今の時点で果たしてどうかなというような感じがしております。まだまだ残っておる部分はあろうかと思えます。

長野地区あたりももう少し転用したいといひますか、農業じゃなくてというような、そういうことでの意向もあるようですので、本当に皆さんがそう思いだったら地区開発みたいな、大々的な市街化区域とかなんとかということじゃなくて地区開発みたいなことも、それが今できる方法かなというふうに思っております。あとは、さあ、むやみに山を削れ、基山をどうのこうのという話じゃないと思うものですから、その辺のところはバランスをとって

進めていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

いや、先ほどの答えで長野地区を流通工業地として位置づけていると。どこまで進んでいきますか。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

国土利用計画のほうで、その地域として検討しなければならないということで位置づけをしておりますが、特に今それについていろいろとやっているところではございません。今町長のほうからもお話がありましたけど、やはり町単独で用地買収とか、そういうことではなかなか今の時点厳しいと思っております。

鳥栖のああいう開発でさえ、結局、県が事業として対応していますので、できればそういう民間とか、先ほど言われました地域の計画等を含めまして、町として当然協力をさせていただく分はさせていただくという形での、いわゆる協働的な位置づけで開発をする必要があるかと思っております。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

いや、競争、競争と。私も団塊の世代、河野さんがきのう言われましたですね。頑張ってきたんだ。町長は、おれあたりも商売人やけん、頑張ってきたと。実際、現実、基山町ですね、筑紫野市、小都市、鳥栖ございますけれども、県境。基山だけ人口が減少しておる。これは頑張っていない証拠です。それが実績です。これを町長、どぎゃん思うとっですか、正直言ってください。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かに周辺はふえているといいますか、人口は少なくとも減っていない、若干ふえている

だろうと。特に鳥栖あたりは、きのうも言いますように弥生が丘の開発というようなことが進んで、それももう一段落ついたというようなことかと思えます。それに比べて基山ということでございますけれども、先人たちに頑張ってもらって、まちづくりをしていただいた、工場もつくっていただいております、住宅も張りつけていただいております。そういうことでここまで来たわけですが、もろもろの事情でやっぱり全国的にこれは減っておる。人口構成を見ても、これは減らざるを得ないといえますか、全国的にはですね。そういうことだろうと思えます。しかしながら、基山が減っていいということじゃ決してございません。さきの財源の問題とか、それから活性化の問題とかいろいろあるわけでございますから、その辺のところはしっかりとやっぱりとらえながらやっていかなきゃいかんと。しかし、基山としてはどういうまちづくりかと。ただ開発、住宅、それだけなのかなというような気がいたします。

以前、私も福岡のほうに住んでおりました。本当もう博多駅の裏側の、その当時、40年前は何もないところでしたけれども、もうそうばかりは言っておられない。自然にそう、好むと好まざるによって、やはり住宅なりが建って発展をするという、そういうことにもなってくるわけですから、やはりその状況というのを踏まえて、今本当に基山がそういうふうで山を削って、そして田畑をつぶしてやるのがベストなのか、その辺はやっぱり、しっかり皆さんと気持ちを通じ合いながら考えていくべき、今こそそれが必要なときだろうというふうに思っております。即どうということじゃございませんので、目に見えない部分かもわかりませんが、それだけにひとつ皆さん方の知恵も、私どもも一生懸命考えてやっていきたいと思っておりますので、その辺はよろしくお願い申し上げます。

**○議長（後藤信八君）**

木村議員。

**○4番（木村照夫君）**

それがやっぱり、1期4年間でしょうが。検討、検討しよって、すぐ4年間過ぎてしまいます。それはスピード感を上げて、早目に執行部の皆さん、3月に5人ほど退職しますけど、本当の地域の問題を吸い上げて、出し合って持っていかんと、基山町は減衰しますよ、本当。よく将来を見据えて執行部の皆さん、地域に帰って何が必要か求めてください。

皆さん、行政、法令、変わったと。書類事務で忙しい、確かに忙しいかもわかりません。小森町長、トップのリーダー。政治家は、発言して、行動して、物をつくっていくのが政治

家です。評論家、解説委員、論説委員は言えればいい。政治家はそれじゃだめ、自分が訴えて、行動して、その行動がリーダーシップ、足を引っ張って、先に行って、ついてこいと。そういうまちづくりをお願いしたい。

また、副町長なんかもありますけど、やっぱり町長はトップリーダー、先を走って、宮崎の前の県知事みたいに、あんなにせんでよかばってん、少しじゃい前に行って、営業を回って、きのう出ました旭化成の問題、やっぱりトップが行かにかいかん。そがんせんば、基山は負けますよ。そして執行部、一緒にどんどん小森町長を盛り上げていきたいと思います。

これで終わります。

**○議長（後藤信八君）**

以上で木村照夫議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩します。

～午前11時56分 休憩～

～午後1時 再開～

**○議長（後藤信八君）**

休憩中の会議を再開します。

議案に入る前に、午前中の木村議員の下水道に関する質問に対する回答について、執行部より修正がありますので、よろしく申し上げます。まちづくり推進課長。

**○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）**

先ほど木村議員の一般質問の中で県内の汚水処理に関する普及率の話が出ましたけれども、回答として私のほうが単位は「世帯」ということで回答しておりましたが、間違っておりました大変申しわけございませんでした。単位は「人口」でございます。

平成22年度末現在の行政人口1万7,792人に対し、処理人口1万6,005人で、普及率90%でございます。

**○議長（後藤信八君）**

よろしいですか。

**日程第2 第41号議案**

**○議長（後藤信八君）**

それでは、日程第2．第41号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。大山議員。

○8番（大山勝代君）

先日の一般質問の中でちょっと説明もありましたが、再度確認をします。

要綱に定められている定数、今度「体育指導委員」から「スポーツ推進委員」ということになっていますが、そのことで定数をお尋ねします。現数が今何人か、そして業務内容といえますか、年間報酬がここ掲げられていますが、どういう内容があるのか、教えてください。それと任期、どれだけですか、お願いします。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

ただいまの御質問ですけれども、「定数は12名とし」という文言が入っております。12名ということになります。任期は2年です。

それから、職務につきましては、指導委員の規則の中で「住民の求めに応じて、スポーツの実技指導を行うこと。」「住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。」「学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。」「スポーツ団体、その他の団体が行うスポーツに関する行事又は事業に関し求めに応じ協力すること。」などになっております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

ありがとうございます。町のいろんな行事などに参加したときに、ああ、この方はスポーツ指導委員だなという、その動きの中でそれがわかりますけれども、12人と言われて、12人がだれなのかなというのが、やっぱり一般的にはわからないと思います。今、現数のことを言われませんでした。

鳥飼議員の質問の中で、足りなくて補充が今要るということだったと思います。一応、今スポーツ指導委員がいらっしゃるわけですが、その人を人選するときの資格が何かありますか、そして公募はできませんか。

○議長（後藤信八君）

教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

大変申しわけございません。現数のことを言うておりませんでした。まずそのことで、一応、今9名でございます。資格は特別に定めておりません。やはりスポーツに関心があつて、そういう人のいろんな行事関係、この行事関係などのときに協力をいただくような、そういうスポーツ関係に理解のある方ということで、特に定めておりません。

応募の関係ですけれども、一応、今のところ体育指導委員さん方を通じて探しております。一般の公募というのはいかなるかということですが、これはできないことはないというふうに思っております。

**○議長（後藤信八君）**

大山議員。

**○8番（大山勝代君）**

人材といいますか、前にも別のところでよく話になるところですが、基山は充て職みたいな、そういうのが割と多くて、でも、まだ例えば、このごろも団塊の世代と言われますけれども、リタイアした人でいろんな関心があつて、それなりに体が動ける人というのはたくさんいらっしゃると思うんですよ。だけでも自分が積極的に、例えば今度のスポーツ推進委員が欠員になっておるから、わあ、おれもしたいなというようなことがなかなか一般的にはわかりませんよね、家庭にそれぞれいらっしゃる。だから、その辺を公募していただければ希望者はいらっしゃるのかなと思います。

先日の回答の中で、なかなか12名に人がないという、ちょっと厳しいことを言われましたけれども、人づてということで探すのも必要でしょうけれども、公募でしていただけないのかなというのを希望します。

**○議長（後藤信八君）**

教育学習課長。

**○教育学習課長（内山敏行君）**

現在は今お話ししましたように、人づてとか紹介とかということで今まで大体決めてきたというふうに思っています。そういう公募という方法も当然あるわけですから、それについては体育指導委員さん方の話し合いの中で一緒に協議をしていきたいというふうに思います。

**○議長（後藤信八君）**

ほかにございませつか。片山議員。

**○9番（片山一儀君）**

この前、説明を聞いていたら、スポーツ指導委員からスポーツ推進委員になったということで、文言が変わって、任務が1項変わっただけだというふうな説明でしたね。本当にそれだけの認識なんではないかな。それが1点と、スポーツ基本法の第3条、第4条、これに国の責任と地方公共団体の責任というのがありますね。

きのうおとといですか、鳥飼議員の説明で、県がつくったら、あるいは国がつくったら、それを待ってからつくるよという説明でした。非常に疑問を持つわけですが、おかしいなと思います。なぜか。上がつくったから下がつくるという発想はですね、今、地方分権だ、地方自治の時代と言われるときに、もうその考えはやめなければいけない。並行作業でみずからの特性を抑えてつくったやつが、上があったら調整をすとか、自分の意思を持たないと、これから地方自治体は生きていけないです、知恵を出さないよ。

それから3つ目、今非常に大事なことを言われたんですが、公募をすると、こういうものをするためのという文書が出てきます。人づてにすると、こういう人を探しているんだけど、何を探しているのかよくわからない、何をすることもわからない。だから、基山町は大体、今6割が社会的人口増と言われてますよね。もっと公に公募をするという姿勢をつくらないと、これだけ広報だってあるじゃないですか。

各区にも体育指導委員っておられますけど、その人が全部知っているわけじゃない、一人一人がですね。非常に限定をされてくるし、しかもどういうことを求めているか文書でしっかりすることによって、体育指導委員であったり、スポーツ推進委員であったり、その役割を皆さんに知ってもらえるじゃないですか。いろんなところで知恵を出して変えていかないとやはりいけないと思いますが、そこらあたり、3つの点についてお答えください。

**○議長（後藤信八君）**

教育学習課長。

**○教育学習課長（内山敏行君）**

スポーツ指導委員からスポーツ推進委員になったというところで、きのうの答弁で確かに余り変わらんというような言い方をしたというふうに思っています。文言的には、きのうも御説明しましたように「スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整」という言葉が入ってきています。

その後にもちよっと言ったと思いますが、振興法から基本法になったという、国の大きな施策なり、地方公共団体が責任を持つとかという文言を加えられて、やはり大きく変わっ

ているというふうに思っています。その中でやはり、その地域に根差した体育指導委員さんたちの役割が大きく変わっていくというのは私たちも思っております。ただ、ちょっと説明が足りずにそういうふうに言いましたけれども、やはりこれからは地域のスポーツの振興、これはもちろん今までもあったというふうに思いますが、通常の体育指導委員さんの地域での活動に加えて、大きく地域でのスポーツ振興というのがふえてくると思います。

1つは、今うちの総合型スポーツクラブができましたけれども、これについてもそういうスポーツ振興でいろんなグループをつくっていったりという仕事がふえてくるということで、こういう文言が変わったというふうに思います。さきにそういう活動を実際されています。設立当時から体育指導委員さんがずっとかかわられて、この設立にこぎつけておりますので、そういった活動がいよいよ今から求められていくということで、役割は大きくなったというふうに私たちも認識をしております。

それから、推進計画の分ですけれども、やはりきのうも答弁しましたけれども、確かに独自でつくっていくというのも一つの方法かもしれません。基本法が新しくできて、その後、いろんな施行令とか、国の基本法もできてくるというふうに思います。そのあたりの基本的な大きな流れは、やはり見てからつくりたいなというふうに私はちょっと思っております。ただ、独自性がなくして、上の国から県から流れてきたものをそのままねしてつくるということじゃありませんけれども、やはり基本的な大きなところがございますので、そのあたりを見ながら準備をしていきたいというふうに思っています。

それと、公募の分については、確かに人づてということで今までずっとしてきていますので、ある程度、一定固まった人脈なり、そういったところでも人選がされたという経緯があるかもしれません。公募につきましては、今現在、体育指導委員さん、しっかりまとまって活動していただいていますので、その方たちの御意見も聞きながら考えていきたいというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

運動指導委員ですかね、体育指導委員がなくなっているかどうかという問題じゃないんですよ。政策をどう進めていくかという問題ですね。これを、スポーツ基本法ができたからという情報を私に送ってくれたのは、東京都葛飾区の体育協会の副会長がことしの3月か4月

ごろ送ってきたんです。それは前の教育長の松隈さんに全部資料を渡したんです。

しかし、今回、体育基本法ができて大きく変わったところは前文が出てきたことですね。それから、理念がちゃんと示されているんですよ。だから、上が見て粹じゃなくて、基山町が体育というか、スポーツをどのようにやるのか。国がやるのと、あるいは県がやるのと、町がやるのは全然違いますから。その中でやっぱり、自分らの考えでどうやっていったら「スポーツ立国」基山、こういうことを言われるんですけどね。そこにちゃんと自分らの理念なりつくらないといけない。そこらあたりはやっぱりやっていかないと、地方自治というのが指導性が持てなくなるし、発展しなくなる。よそのまねだけして、あるいは上のまねだけしては絶対にいけないですよ。そこらあたりをぜひお考えをさせていただいて、私は課長が一番権限をお持ちだし、一番力をお持ちだし、できると思っているんですね。ひとつよろしくお願いをしたいと、お願いを申し上げて質問を終わりますけどね。

**○議長（後藤信八君）**

重松議員。

**○6番（重松一徳君）**

この41号議案は、基山町の非常勤特別職の報酬及び費用弁償ということで、体育指導委員からスポーツ推進委員と名称が変わるという議題でもありますけれども、先ほどから出ておりますように、スポーツ基本法が今回制定されたということで、大きく取り扱いも変わったのかなというふうに思っています。

それで、1つは、今すべて答弁は教育学習課長がされました、教育委員会部局ですね。このスポーツ振興、特にこの基本法ができて、私もこれずっと中身を読んで、特に先ほど片山議員も基本理念を言われましたけれども、この基本理念を読めば、もうこれ教育委員会の部局じゃないなど。というのが、どうしても、スポーツを通じて豊かな生活とか健康増進、障害スポーツ、地域とのかかわり、障害者も自立して積極的に参加するスポーツとか、国際的な交流及び貢献も含めて国際平和にも寄与するとかいう中身があるんですね。そして、国民の幅広い理解及び支援が得られるような推進とか、これまさしく、例えば健康福祉課の管轄にもなりますし、企画なんかやったら企画政策課ですよ。そして、これ全体的には総務課長の管轄。早い話が、これはもう町長部局の仕事なんだというふうに思うんですね。

だから、今までは全部、こういうスポーツとか文化とかいうことだったらすべてが教育委員会部局で処理されていると、私そこが時代にそぐわないと。だから、例えば学校教育とか

では、当然これは教育委員会の部局だろうと思うんですね。ところが、こういう生涯学習とか、こういうスポーツとかいうのは、これは町長部局じゃないんですか。ここを明らかにしないと、いつまでたっても、私が一番疑問に思うのが、町の体育大会の来賓が町長と、何で町長が来賓なのかなと、ずっと思うんですね。この辺はやはり、どこかの段階でこれは整理する中身じゃないんですか。これ町長のほうにちょっとお伺いしますけれども。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かに、スポーツとかというようなことに名前がついただけで、それは教育長部局だというような、そういうふうなことを今まではやってきておりました。確かに、スポーツにしたって、文化にしたって、これは町の政策の中の一つだという、そういう認識をやっぱり持つべきだろうとは思いますが。

ただ、実際の仕事といいますか、指導とかなんとかということになると、やっぱり体育協会、そして教育長部局というような、そういうふうな思い込みみたいなことでやってきたという部分があるかと思しますので、その辺のところはまたしっかりとらえて考えていきたいというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

確認です。今私が言いました見直しをですね。これは別に国とか県とか関係なくて、基山町の中の課とかですね。部はないんですけれども、課設置の関係もありましたけれども。教育長の管轄所管と基山町の町長の所管、この辺の例えば、必ずしも分けなければならないというふうに私は思わないんですね。場合によっては総合的にですね。ただ、責任問題とかある関係ではある程度それは部とか課とかにしなければなりませんけれども、これは見直しは基山町単独でできますか。それともやっぱり、これ法律的な問題とか何かいろいろあるか、私も知らないから聞くんですけれども、何かそういうふうな分け方というのが、国とか県の指導があるんですか。

○議長（後藤信八君）

教育学習課長。

### ○教育学習課長（内山敏行君）

ちょっと記憶がはっきり、ここに資料ありませんのではっきりしませんが、社会教育法の中でそういった生涯学習とかスポーツというのが明示されていて、そのスポーツ関係は必ずしも教育部局でなくてもいいというような、そういう文言があったと思います。そのあたりをちょっと確認しないと、じゃ社会教育関係が全部町長部局に受けるかどうかというのはちょっとわかりませんので、そのあたりはちょっと調べさせていただきたいというふうに思います。そのあたり調整ができれば、できることはできるというふうに思います。（「いいです」と呼ぶ者あり）

### ○議長（後藤信八君）

いいですか。（発言する者あり）

鳥飼議員。

### ○7番（鳥飼勝美君）

私も一般質問をさせていただきました関係で、質問させていただきます。今、各議員さんのスポーツ基本法に対してありました。これ非常に、約50年前からこの体育指導委員制度というのはあるんですよね。基山町の戦後の体育関係にも大いに寄与されてきたと思っております。

基山町の体育指導委員に関する規則、昭和37年4月1日に制定された教育委員会規則がありますけど、これは改正されたのですか、もし改正されたとしたら資料を配付してほしいと思います。この第41号議案というのは、報酬を払うのを体育指導委員から推進委員に変更になったというふうな改正ですね、41号は。しかし、その根本は、基山町の体育指導委員に関する規則というのが昭和37年に制定されたのがあるから、当然これはいつかといいますと、このスポーツ振興法が国会で議決されたのがことしの6月24日なんですよ。そして、これが6カ月以内の範囲で、法律の範囲内で政令で定める日から施行するというので、施行日が8月24日なんです。8月24日、9月24日、こうなっていますが、当然私は体育指導委員に関する——これは、この大きな目的はスポーツ振興法に基づく体育指導委員の設置について書いてあるんですよね。だから当然、この規則はスポーツ推進委員に関する、スポーツ振興法に基づく根拠法が新しく出ましたから、恐らく体育指導委員の規則を改正してあると思いますので、改正されてあれば私たちに配付してほしいと。それが1つです。

それと、あとは条例の技術的な解釈でございます。この附則ですね。この条例は公布の日

から施行するとなっているんですよ。公布の日からといいますと、最終議会かで恐らく10月1日ぐらいになるんじゃないかと思っているんですよ、町長が公布されるのが。もしこの非常勤の特別職報酬が10月1日から公布されれば、この根本法であるスポーツ基本法は、8月24日に体育指導委員というのはなくなっているんですよ。この条例が10月1日から公布されますと、8月24日から10月1日まで基山町はスポーツ指導委員になるわけですね、10月1日から公布しますから。

昔、私担当課長にこれはおかしいんじゃないかと。この附則の書き方をすれば、私が例示を申し上げますが、この条例は公布の日から施行し、平成23年8月24日から適用すると。こういうふうな附則を書かないと、国のスポーツ振興法に基づくスポーツ推進委員は、8月24日に全国一斉に体育指導委員からスポーツ推進委員になっているんですよ。だから、1カ月余りが、基山町においてはスポーツ指導委員がそのままいるというふうな問題が発生するんですから。だから、この間について御回答をお願いします。2つの件。

**○議長（後藤信八君）**

教育学習課長。

**○教育学習課長（内山敏行君）**

ただいまの御質問ですけれども、議員もう御存じのとおり、スポーツ推進委員に関する基本法の中に経過措置というのがあって、第4条に「この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第19条第1項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第32条第1項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。」というのがございます。その中で一応、今回改正等をさせてもらっています。そのことに関して、その委嘱された体育指導委員はそのままスポーツ推進委員とみなすということですので、これは極端に言えば、例えば要綱なり何かがあっても、当面それで改正せずにいけるというふうに思っています。

この文部科学省から出た施行についての通知の中にも、そういうふうにして体育指導委員は新しい振興法の中のスポーツ推進委員とみなされるが、施行後にまたスポーツ推進委員を更新なりいろんなことで委嘱する際には、その前には各地方公共団体の条例、規則等の整備を行う必要があると。それまでにはやっておきなさいよということですので、あくまで体育指導委員という名目でもスポーツ推進委員とみなすということ、これは生きているというふうに思っています。だから、その間が切れてしまっているということではないというふう

に解釈をしております。

近隣に聞きますと、現在、8月24日で実際やってあるところもありますし、来年の4月に全部改正をしたいということで待機状態の市町村もありますので、今回8月24日にこちらのほうがしていませんで、公布日としてもその1カ月間が空白になってしまうということではないというふうに解釈をしております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

課長がいわんとすることもわかります。しかし、このスポーツ基本法の附則で定めるみなし規定というのは、体育指導委員とかの任命行為——体育指導委員というのを、すぐ辞令を交付して推進委員にきなさいとか、そういう任命行為とか、そういうものについてのみなし規定と。それは課長の見解とは違うと思いますけど、私はそういうふうに見たんですよ。

ということは、第41号議案は今の時点で出さなくても来年の4月でよかったんじゃないですか。何でこれだけ、この報酬のときだけ、スポーツ推進委員をこれだけ条例改正してある根拠、これは法令審査担当の総務課関係も相当審議されてあると思いますけど、主管課長、その辺の問題、どちらでもいいですけど。当然これは法令審査委員会で、この部分については審査があっていると思いますけど。私はこれも出す必要はないと、今課長の見解ではですよ。

○議長（後藤信八君）

教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

確かにそういう、まとめて来年という方法もありますので、それでもよかったかなと私も実際は思っております。ただ、今回、また新たに指導委員さんを任命するというような行為が出てくる——予定にして今探しておりますので、それには間に合わせにやいかんという、支払いの関係もありますからですね。とにかくここだけは支払いの関係、伝票の関係等もございませう。この特別職の部分については、先にスポーツ推進委員に改めさせていただくということで、今回はこの分だけを出させていただいております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

そういうふうな考えになると、逆に8月24日に戻らんと根拠がないようになるんですよね。総務課長、何かこの件について。係長も来てあるようですけど。ありますならば。ないなら結構です。はい結構です。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。もう一遍（「いや、3回目ですからね」と呼ぶ者あり）ああ、3回目か。はい、片山議員。

○9番（片山一儀君）

2つだけ。

1つは、先ほど私もずっと課長がお答えになっていることについては何も言わなかったんですけども、1つは、ここで議長の招集に応じて出席しなければいけない行政側というのは、町長と教育委員長だけですよね。教育長じゃない、教育委員長。教育長は教育委員長の代理として出席されているわけですよ。本来そこが答えなければいけない。その後の補佐者として各課長がおられている。これが議長が定めている事項じゃないですか。

それから今、重松議員のほうからありましたが、要するに教育基本法で教育というのは、家庭教育から学校教育から社会教育、この3本柱で成り立っていますね。その中の教育委員会の任務の中にも社会教育が入っているわけです。だから、これは確かに全般の事項だけど、そこあたりがね、やはり基山町の行政が任務分析をきちっとしていないんだと、この法律に基づいて。だから出てくるんだと思うんですよね。そういうことをやっぱり我々も勉強しなきゃいけないし、最初にやっぱり教育委員長の代理で教育長がお答えになって、まあいいですけどね、時間の問題もあるでしょうから。技術的なこともありました。

例えば、農林だからと農林環境課長が答えなくたっていいんです。町長がおまえ答えろと言えば、前の古いことを知っている課長がずっと呼ばれているわけですから、その人が答えたって全然差し支えないわけですね。そういうところをしっかりと抑えていていただきたいと思いますし、我々だったら法律をつくったり考えるときに、用語というのは物すごく吟味するんですよ。これは参議院にも衆議院にも内閣にもそれぞれ法令審査をやる場所があります。これは法令のダブリとかもありますし、いろんな用語の重なりとかやりますから、そこに意味が全部ありますから、ぜひそこを考えながら、やはり基山町が強くなっていくためには特に若い、ここに係長さん方おられますけど、そこらあたりが伸びていってやるためには、

そこらあたりからやらないと将来がやはり同じようなことをやってしまう。私はそれを非常に危惧しているんですね。

例えば、町長が鳥栖と合併を避けられないとおっしゃいますが、いずれそういうことになるかもしれないですね。そうなったときに、うちの職員がしっかり、鳥栖の職員とでもけんかできるぐらいの力を持っておこなきゃいけないと私は思うんですよ。だから、そのためには根本に立ち返ってやっていかないと、課長が若い係長をそういう意識で育てていかないと、いつまでも同じことの繰り返しになってしまう。それを非常に私は危惧しております。だから、これに書いて、あえてまた決算のときにもう一回質問をいたしますので。あっ決算じゃない、報告のこともう一回ちょっと質問しますが、そういう意識でひとつよろしく願いをしたいと。教育基本法については、よろしく。もう答えは要りません。

**○議長（後藤信八君）**

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（後藤信八君）**

ほかになしと認めます。

41号議案に対する質疑を終わります。

### 日程第3 第42号議案

**○議長（後藤信八君）**

日程第3. 第42号議案 基山町税条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。片山議員。

**○9番（片山一儀君）**

ちょっとお尋ねをいたします。

この税に関しては、日本の国というか、国税と地方税がありますね。地方税の中で2種類ある。その1つは、税率、税額が決められたやつと、それから、前回のときに今の後藤議長が健康保険税のことで質問されたと記憶していますがけれども、上限を決めて後が決められるやつがありますね。アッパーリミットを指定しておいて、その範囲はその地域の実情において決めなさいと、この2つがあるんです。

そうすると、どういう通達が出ているか、その通牒がわからないからはっきりと言えないんで質問するんですけれども、この基山町税条例が、法律が変わるたびに改正されていきま

すね。それで、税条例を2つに分けなきゃいけないんじゃないでしょうかね。要するに、法律に従ってそのままやればいい事項があるわけでしょう。

例えば、道交法が変わったからと法律は変えないですよ、条例は変えませんが。県も変えないです。それは道交法でもって全部処置ができるからです。その委任規定もありません。それと同じように税条例も税法も、それでやれる事項があったらそれでおやりになればいい。わざわざ文書を書いて、添削をすることができないのかなというのが私の質問です。

一番最初に古い税条例が、基山町税条例がずっと古くから出てきていますから、そのときはいろんなことで全部つくったかもわからない。だから、そのたび修正が出たら変えてきているかもわからない。今は変わってきて変えなくていい税条例、要するに法律でそのままやれるものがないのかどうか。あるいはアッパーリミットを決めて、そこが決めろというやつは、町で決めろというやつは条例を定めなければいけない。そういう2種類がないのかどうか、あるいは全部つくれと言ってきているのかどうかですね。国から要するに行政通達というか、通達で言ってきているのか、そこをちょっと教えていただけませんか。

○議長（後藤信八君）

重松税務住民課長。

○税務住民課長（重松俊彦君）

ただいまの片山議員の質問でございますけれども、一応この条例関係が、2つの方法があるというふうに言っておられますけれども、地方税法の第3条のほうに（地方税の賦課徴収に関する規定の形式）というのがありまして、「地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。」というふうになっておりますので、地方税法の改正があるごとに町として改正が必要な場合は、一応町条例も改正をさせていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

それはさっき言ったように2種類の法が、地方税法で決められたやつと、地方税法で枠だけ決めて町で決めなきゃいけないやつがありますね、選択をして。だから、基山町と那珂川町は同じ税額じゃないですね、それで決められるやつがありますから。それについてはちゃ

んと条例で決めなければいけない。だから、それはちゃんと決めて報告をしなければいけない。

ただ、地方税法でもって決めたやつで、統一なやつだってあるじゃないですか。ないですか、ありますよね。だから、それは一回一回条例を改正して手間暇かけなくてもいいんじゃないか、そういうことを見直す、町の税条例自体をそういうふうに変えていかなきゃいけないんじゃないかと申し上げておるんですよ。（発言する者あり）

○議長（後藤信八君）

変えなくていいものがあるかどうか、ないならないとはっきり言って。税務住民課長。

○税務住民課長（重松俊彦君）

今、片山議員がおっしゃるように、制限税率とか決まっている場合があります。

例えば、基山町は法人税であれば14.7とか、そういうのはぴしゃっと条例で定めておりますが、ほかの条例は議員おっしゃるように地方税法の上位法で変えなくてもいいと、そのまま使えるというのがあると思いますけど、ただ、うちの税条例につきましては（発言する者あり）条例に定めなきゃならないとなっていますので、うちはこのようにやるということです。

以上です。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。（「課長は今3条とおっしゃった、3条。法律名は」と呼ぶ者あり）

○税務住民課長（重松俊彦君）続

地方税法の第3条です。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。重松議員。

○6番（重松一徳君）

少し教えてもらいたいですけれども、今回の場合はほとんどが罰則規定といたしましうか、過料30千円を100千円に改正するという中身ですね。そして、この過料を課す前に、どうしてもこれは正当な事由、もしくは正当な事由がなかった場合というのがありますね。そうすると、この正当なというのが大変難しいんですね。

例えば、取得されて修正申告するとかいうのがありますね。そういうとに対しては、これ過料は発生しませんよね。だから、基山町が今日まで税の徴収等において、何回も言うけれ

ども、とうとう払われないと。場合によっちゃ基山町も財産差し押さえなんかした場合がありますよね。そういう場合は当然この過料というのが発生してくる場合もあるかと思えますけれども、この正当な事由という扱いを、これ税務住民課長としてどのように判断されて適用されていますか。

○議長（後藤信八君）

税務住民課長。

○税務住民課長（重松俊彦君）

過料というのは過ち料という漢字で、結局、町としてはそういう確定申告とか、例えば消費税の申告とか、結局、自分の意思でわざと脱税とか、そういうふうな意思があつてしたときは、そういうふうな過料とかやっていますけど、うちのほうは、本人が申告の義務があるとわからなくて申告をしなかった場合とか、それから、うちのほうも課税の客体を調査するわけですね。この方は申告の義務があるとか、ないとか。そして、ある人がしなかった場合は申告をしてくださいというふうな警告といいますか、促しはやります。それで、今のところ、この過料というのをかけた分はありません。今までですね。

以上です。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。重松議員。

○6番（重松一徳君）

今回、過料30千円を100千円に改正されていますね。これは町税の条例だけでできますか。これは過料となってくると、これ罰則関係からすると、ほかに条例なんかを改正しなければならぬ面があるのかなと思いますけれども、そういうのはないですか。

○議長（後藤信八君）

税務住民課長。

○税務住民課長（重松俊彦君）

今回の改正は、提案理由でも申しましたように、町税法の改正に基づきましてさせていただいております。今回の30千円を100千円というのは、やはり罰則といいますか、規定を重きにして申告、結局、無申告者をいかに減らしていくかということで、少し強くやっているということで私たちのほうは理解しております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

ちょっと基本的ですけど、過料が100千円と。これは地方自治法第14条で言う、義務を課し、権限を制限するときの過ち料は50千円以下になっておるんですよ。14条の第3項では、これとの整合性はどうなるんですかね。条例で、とが料は1,000千円以下。この条例改正では、過ち料は「50千円以下の過料を科す」と書いてあるんですよ。この条例改正案では100千円となっていますけど、その辺ちょっと、安永課長ちょっと見てください。14条第3項。私んとか古かとなら、自治法が古かならちょっと知りませんけどですね。第3項。（発言する者あり）だから、その過ち料でしょう、それは。こっちの過ち料は100千円になつるとよ。（発言する者あり）

○議長（後藤信八君）

税務住民課長。

○税務住民課長（重松俊彦君）

先ほど鳥飼議員のほうで申されました地方自治法の15条の関係ですけど（「14条」と呼ぶ者あり）ああ14条か。14条であっていますけど、15条の2のところ「法令に特別の定めがあるものを除く」というふうになっておりますので、うちのほうは、この条例に定めるほかは、除いたときが50千円ということになっておりますので、うちは今回、過料を30千円から100千円に条例で改正されたものを除くとなっておりますので、今回は（発言する者あり）

失礼しました。条文が間違っていました。14条です。条例の制定及び罰則のところですね。そこで、「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて……条例を制定することができる。」となっておりますので、うちのほうはこの条文に基づいて条例改正をさせていただいております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

先ほど質問したのは、そういうところなんです。条例で決められるのは決まっているんですよ、金額にしても。だから、法で決めているやつをなぜ決めなきゃいけないかということなんです。ですから、法令に違反——それを定めるから今そういう疑問が出てくるんですよ。

法令の範囲というのと、それから条例の範囲というのがありますから、条例で定めなきゃそのままでいいわけですから。

法律に反しないで定める範囲というのは、またちょっと解釈が違う。違うという言い方は変ですけども、いろいろあるわけですよ。だから、法律で定めているやつを、また新たに定めることによって、14条では50千円以下になっているんです、今でもなっているんですよ。だから、過料は50千円以下になっているんですよ。だから、ここで定めるからなる話でね。地方自治体が決めるときは過料50千円以下になっているんですよ。だから、法律があるからそのまま決めなくていいことがあるわけでしょう、と私は言ったんです。その読み込みがどうでしょうかという話です。

**○議長（後藤信八君）**

よろしいですか。今の回答要りますか。（発言する者あり）

鳥飼議員の質問、もうよろしいですね。（発言する者あり）

ほかにありませんか。河野議員。

**○5番（河野保久君）**

単純な質問なんですけど、よろしいでしょうか。

100千円以下の過料ということになって、「以下」という言葉が入っていますよね。ということは、60千円でも70千円でもいいですよということですよ。それはどういう度合いでそういうのは、それとも必ずやったら基山町は100千円になるんですかね。で、決めるときはだれがどういうあれで決めるのか。ちょっとその辺が、「以下」ってついている意味合いが。「以下」となるとそういう解釈もできると思うんですけども、その辺の御見解はどうでしょうか。

**○議長（後藤信八君）**

わからなければ、後で調べて回答しますか。（「議事進行」と呼ぶ者あり） 税務住民課長。

**○税務住民課長（重松俊彦君）**

済みません。ちょっと今手持ち資料がありませんので、後で調べて報告させていただきたいと思います。失礼しました。

**○議長（後藤信八君）**

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、42号議案に対する質疑を終わります。

次はちょっと長くかかりますので、2時まで休憩します。

～午後1時50分 休憩～

～午後2時 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開します。

#### 日程第4 第43号議案

○議長（後藤信八君）

日程第4. 第43号議案 平成23年度基山町一般会計補正予算（第2号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。（「議長」と呼ぶ者あり）議案書の……。 （「その前に、ちょっと質問したいんです。議案書に入る前に、1点だけ」と呼ぶ者あり）43号議案のことですか。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。

○9番（片山一儀君）

町長にお尋ねします。

補正予算、予算ですね、中に入る前と言ったのは、これはそれぞれ付託をされるから、その前にちょっと伺いたいんですが、予算の調製権に基づく事項はですね。この前も財政課長が、款項目、事項別明細書について説明をされました。大きなことについて、町長は説明されませんでした。

予算とは、地方自治法の第215条に示されている事項ですが、それは政令でもって、事項別明細書をですね、歳入歳出事項別明細書をつけることになっております。それが主役になって説明をされていてね、それで十分なんでしょうかという質問なんですね。

この前、名古屋で、議員と市民の勉強会というのがあったんです。その中でも、これは予算審議のお話で出てきたんですけども、要するに、基山町では多くの人が目、節をやるのは当たり前だと、こう思っている。

これは決算のところでもた申し上げますけれども、要するに、前の総務課長のときに、前の前の総務課長かな、要するに、1号受託事務、2号受託事務ですね、法定受託事務と自治事務とを区別していないかといったら、していないとおっしゃる。そこらあたりは、確かに考え方としては、国が決めようと、県が決めようと、末端の住民が恩恵をこうむることだか

ら、負担金というか、分担金というか、それを出すのは当然だということで、パーセントが決められていますね。それも事業として全部入っているわけですよ。

ところが、町長がおやりになるのは、基本的には自治事務の範囲でどう金を動かすかなんですね。それにもかかわらず、全部、事項別明細書で、だあつと説明されることについて、町長はどうお考えなのか。それをずっと今まで町長は認められて、そういう説明を、認められた説明をさせられたんです。議会の方も、いや、これはいろんなことがあって、それが当たり前だと今まで認識されているんです。事項別明細書をめくることが、チェックすることが。私はずっと事項別明細書をチェックするためには、これは主計官がやるんですけれども、全部、積算資料がないと、それがどうかということは何。だから、聞いて、これは、ああ、こういうものですと聞いただけで審査は終わったと思っているんです、議員が。

だから、執行部側も、それを一々説明、これはこういうことと説明して、それが予算の、補正予算の説明だと勘違いされていませんか。そこらあたり、町長はどう理解されていますか。

**○議長（後藤信八君）**

小森町長。

**○町長（小森純一君）**

それに関しましては、私も、どうあるべきかというのは、ちょっと、今持ち合わせておりませんけれども、やはり今まで、今までというか、それはより細かに皆様方に御審議いただくというようなこと、それであれば、やっぱり事項別明細書でチェックしていくということなのかなというふうに、私は今ちょっと思っております。

それで、いや、それをやるんだったら、今度は積算がどうのというような、そこまで入り込むと、これまたとんでもない話になると思いますので、その程度問題といえますか、その辺のところでお説明、それから御質疑を受けるというような、そういうことで今までやってきておるといふふうに感じます。

これは、ちょっと違うかもわかりませんが、よその何かの組合のときには、一応もう、首長の、管理者の提案理由の説明、それにはある程度の、首長といえますか、事務局の局長の提案理由の説明というようなことで、ある程度のところ、大まかなところを言って、あと事項別明細書はもう省くというような、そういうやり方もあるようでございます。どちらがどうなのかということになるんじゃないのかな、どちらが悪いとか、どちらがどうとい

うことじゃないのかなというような気は、私は今感じております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

予算の調製というのは、町長の専権事項ですよ。それが、そういういいかげんなことなんですか。自分の考えもなくでね。だから、款項というのは、どういう政策にどういうものをつけるかというのが町長のお考えです。それがこういうふうにあるのかなという、一番基本の、町長たることの一番基本の事項が、今までこうやっていましたから、そんなもんじゃないですかという話には、決してならないですよ。

だから、おれはこう考えて、こういう政策で、要するに、そこは自治事務しかないんですよ。町長がやれるのはね。自治のところで、これはもう議員の中にもOBの方おられますから、いや、それは全部やるのが当たり前という意見もあります。でもね、町長ができる権限というのは、その範囲ですよ。

だから、それをおれはどうやって、どのところにどうやって、なぜそれをつけたのか。やっぱり、議員も、その政策論議であつたら十分にできる。ただ、事項別積算資料を全部見るような時間的な余裕もないし、これは特殊な能力が必要だと私は思っています。特殊な能力ってね、いろいろな経験なりですね。ただ、財政課長やっていない方には、なかなかね、その積算書は見ることは難しいだろうと。財政課長なり部下とかですね。何も財政にかかわっていない方は、非常に難しいだろうと思うんですよ。そこあたりは、基本の町長の責任と権限のところで、今まで説明がいつもそういう資料だから、私はずっと聞いているんだけど、これはなかなか皆さんにも納得いって、理解していただけない気がするんですけどね。

町長自身がどうお考えなのかということをお伺いしたんです。それが今、そういう話では、私はね。今回、3期目も出るとおっしゃいましたけれども。自分で決められたけどね。一番根本問題がいかなのかなということですね。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

やはり、私、先ほどの繰り返しになりますけれども、事項別明細書で御説明する、それは私の1つの大きな政策で、そして、それによって査定もいたしておりますし、そういうこと

での事項別明細書だというようなことの解釈じゃいけないのかなというふうに私は思います。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

事項別明細書は、あくまでも予算の説明資料ですよ。説明資料って、予算がどうなるかということを見参考にするための説明資料でしょう。それが主役になっているんですよ。それが当たり前だと、今までの総務課長だっているんじゃないですか。

しかも、だから、受託事務と自治事務すら分けていないんです。根本のところ間違っているんだと私は思うんですね。今までそうやっているから、それを頭の中に入れてしまっているんですよ。刷り込まれている。ファーストコピーは、なかなか壊れないといいますけど、それだけで行ってしまっている。

もうほか行ってください。もういいです。回答はいいです。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

それはやはり、予算に関しましては、予算の編成方針なりなんなりというようなところで、大まかなところは私も申し上げているつもりでございます。

それから、事項別明細書で、もう必要ないということであれば、本当に受託事務あたりは省いていいのかなと、そして、本当の町独自の単独の自治事務を説明すると、そういう形でいいのかなというような、本当にそれでいいのかなというような気もいたしております。

○議長（後藤信八君）

次に行きます。

議案書の5ページをお開きください。5、6、7、8。補正予算の項別明細。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

次に、9ページ、地方債補正について質疑ございませんか。重松議員。

○6番（重松一徳君）

ここで聞きます。歳入の全般にかかわることでもありますし、大きい地方交付税、そして

臨時財政対策債関係にかかわりますので、ちょっとここで聞きますけれども、今回、改正されて、48,610千円ですか、臨時財政対策債が新たに、借金という方で、これ、するわけですが、議案の資料をちょっと、8ページ、基準財政需要額の総括表があります。

今回、平成23年度当初、そして23年度補正ということで、一番変わっているのが、人口が1万8,889から1万7,843と、これは国勢調査で今度確定したと。この1万7,843が今後4年間の財政需要額決定のときの人口になるんだろうというふうに思いますけれども、この中で下のほうに、臨時財政対策債の振りかえ相当額ということで、当初は309,420千円が今回358,030千円になったと、この差額が、これが今回、地方債の補正ですね。そうすると、その前のページの7ページ、基準財政収入額の総括表というのがある、その中の下のほうに、A、B、Cというふうにありますね。基準財政需要額の総額3,014,550千円から基準財政収入額の1,939,250千円、これを引いた財源不足額1,075,340千円、この金額がさっき言いました地方交付税で今回補正が確定して、その差額が組まれたと。

そうすると、今まで議会でも何回もこれ質問もされているわけですが、臨時財政対策債というのは、結局、地方交付税で本来は交付しなければならない金額ですが、もともと、ちょっと国のほうもどうしても全額交付とはならないという関係で、各自治体がこの部分については借金していいですよというのが、この臨時財政対策債だろうと思うんですね。

そうすると、この臨時財政対策債は、国がこれだけ借りていいですよというのを、必ずしも基山町が、これ満額借りる必要はないというのがまず第一原則だろうと思うんですね。今回の、後からずっとこれ、補正を見れば、公共施設整備基金とか、繰り入れたのを戻すとかいうのもずっとされていますね。そうすると、幾ら国が100%、後で充当して補助しますよと言っても、借金は借金ということで、基山町の今、一般会計の債務が約67億円、ちょっと正確な数字はわかりませんが、67億数千万円だろうと思うんですね。その中に、臨時財政対策債の、この債務も含まれているということだと思えるんですね。

そうすると、大体どれぐらい今、基山町は、この臨時財政対策債の総額があるのかと。そして、必ずこれは国が後から100%補助するという、これは保証があるのかと。そうすると、基山町は、いろんな関係で考えれば、借金せずに済むところは借金しないほうがいいのではないのかなというふうに思いますけれども、そうすると、今度、地方交付税が減額されとかいう問題も、これはあるのかなと思いますけれども、財政課長、この辺少し説明をお願い

いたします。

○議長（後藤信八君）

安永財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

先ほど言われましたように、臨時財政対策債につきましては、交付税見返り分ということでございます。

その内容を若干御説明させていただきますと、地方交付税が始まりまして、昭和50年ぐらいから、財源不足、要するに国税、まず3税でございました。所得税、酒税、法人税。で、34%やったですかね、来ていましたけれども、地方の要求が多くて、地方交付税が足らなかったということで、交付税特会という特別会計が国にはあります。その特会が借金をして地方に交付していたということがずっと50年間続いてきております。その間、借金が膨れまして、借金分は、本来ならば100%、地方交付税で賄うべきですけれども、地方も、あんだんも少し負担をなささいよという意味で、臨時財政対策債を設けられたという経緯があります。これは平成13年からスタートいたしております。

あくまでも地方も少し負担してくださいと、今までの借金分をですね。今までずっと交付しているんだから、今から先は少し負担してくださいというのが臨時財政対策債の大まかな概要でございます。

本来ならば、23年度の交付税につきましては需要額は3,372,000千円程度になります。それと、臨時財政対策債の358,000千円を引きますと、ここに、7ページの表にあります3,014,000千円と、こういうふうな流れになって、収入額を引いて1,075,000千円程度が普通交付税として交付しますと。ただし、残りの358,000千円については臨時財政対策債として借金してもいいですよと、決して満額借りる必要はないですけれども、その分までは借りていいですよというのが臨時財政対策債でございます。おっしゃるとおりでございます。

（「総額をいいですか」と呼ぶ者あり）

総額はですね、現在、22年度末で起債残高が6,741,071千円でございます。そのうち臨時財政対策債として残っておりますのが、2,352,226千円が残っております。

満額借らんでもいいじゃないかというふうな御意見でございます。借らなければ、そっちのほうがいいんですけれども、これは後でまた報告の中に出てきますけれども、実質公債費比率等の分母にもなり得ます。それを除くと、恐らく17から、18まではいかないと思います

けれども、ぼんと上がってくるという状況にもあります。

ですから、その辺をやっぱり慎重にやっていかんと、今度、18を超しますと、ある一定した起債等はもう借りられなくなります。協議が必要となって、借りられなくなる場合も生じてきます。ですから、やはりそこら辺を慎重に運営をしていかんといかんとかなというふうには私は思っております。

以上でございます。

**○議長（後藤信八君）**

片山議員。

**○9番（片山一儀君）**

地方債のことで、ちょっとお伺いしたいんですが、今度の決算あたり見せていただきますと、バブルがはじける前からありますよね。国から借りたり、銀行から借りたり、いろいろあると思うんですが、その契約事項にもあるかもわからんけれども、昔の、要するに、率が非常に高いですよ。今は預けておいても、非常に利率が悪うございますね。だから、基山町として、債権の取り扱いの考え方、要するに、前倒し返済とか、いろいろあると思うんですけども、そこらあたりの考え方はどうされるのか。

要するに、地方債を発行する目的は2つあると思います。1つはお金がないから、もう1つは後世負担をですね、均等負担をしようという、これが大きな2つの考え方だと思うんです。だから、前倒してやることは、負債を消すわけですから、そういうこともあるし、もう1つは、銀行、貸し主とのいろんな契約があって、難しいことはあるかもわからないけれども、原則的に、金利負担だけでも相当、バブルの前のあたりはありますよね。そこあたりはどうお考えなんだろうかとというのが私の質問です。（「議長」と呼ぶ者あり）町長の基本的な考え方をまず。経営者ですからね。

**○議長（後藤信八君）**

小森町長。

**○町長（小森純一君）**

事細かなことまでは、ちょっと私もわかりかねるところがあるんですけども、（発言する者あり）はあ。やっぱり、おっしゃるように、高い利率のときもございましたものですから、それはやっぱり借りがえ債みたいなことで、前倒しでという、これは、それにもやっぱり一定のあれが、基準が、制限があろうかと思っておりますけれども、そして、こちらの余裕とい

うか、そういうこともございまして、その辺の兼ね合いで、できるだけ前倒しでというような考えは持っております。

○議長（後藤信八君）

財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

補足的になるかもしれませんが、おっしゃるとおり、一番高いのが政府債で、これは資金運用部、当時のですね、4.1%の利率がございまして。これは後で見ていただければわかると思いますけれども、決算につけておりますので。というのがあります。これは一般会計出資債、要するに水道の関係の分ですけれども、その分がまだ残っております。

政府資金につきましては、議員、既に御存じのとおり、その利子運用で財政投融资を回していると。その財政投融资において、国のほうは公共事業をやっているという関係もありますので、なかなか繰り上げ償還については承諾はしていただけないと。

先ほど、ちょっと触れましたけれども、実質公債費比率が18%を超しますと、健全計画をつくって、財務支局なり財務局なりに協議に行って、オーケーが出れば繰り上げ償還も可能であると。それ以下については、なかなか承諾はしていただけないというのが現状でございます。

もし、繰り上げ償還ができるものとしたら、やはり縁故債、さっき言われました市中銀行あたりは、お互いの協議ですので、話をしながら、繰り上げ償還をできるものについては積極的にやっていきたいというのが建前でございます。

実を申しますと、本年度も末に、ちょっと高いのが、縁故債はありますので、それをやろうじゃないかというふうな話は、今現在のところやっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

それでは、事項別明細に入ります。

事項別明細書の3ページをお開きください。

まず、歳入、1款1項1目、2目、町民税。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

1 款 2 項、4 ページ、1 目、固定資産税。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

1 款 3 項 1 目、軽自動車税。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

6 ページ、8 款 1 項 1 目、地方特例交付金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

9 款 1 項 1 目、7 ページ、地方交付税。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

11 款 2 項 1 目、8 ページ、負担金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

9 ページ、12 款 1 項 4 目、5 目、使用料。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

13 款 1 項 1 目、10 ページ、国庫負担金。なしですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

11 ページ、13 款 2 項 3 目、土木費の国庫負担金。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

12 ページ、13 款 3 項 1 目、3 目、委託金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

13ページ、14款1項1目、県負担金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

14ページ、14款2項2目、5目、県補助金。ありませんか。なしですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

15ページ、15款1項2目、利子及び配当金。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

16ページ、15款2項1目、2目、財産売払収入。片山議員。

○9番（片山一儀君）

15款2項2目ですね。この前、立米当たり25円というふうな説明がありました。これは、前に、なくなった内山建設に売ったときは25円だから25円という形になったのか、あるいは、今回新たに入札をされたのか、そこらあたりはいかがですか。

○議長（後藤信八君）

大久保まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

1立米当たり25円の単価の件でございますけれども、単価につきましては、前回の入札価格が25円であるということで、25円で設定をいたしております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

入札に応じた人が違って、新たに入札をしなくて、前例、前回の同じ土地続きだから同じ単価で売ったと、こういうことなんですね。わかりました。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

17ページ、16款1項1目、寄附金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

18ページ、17款1項2目、3目、基金繰入金。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

19ページ、17款2項2目、4目、特別会計繰入金。片山議員。

○9番（片山一儀君）

17款2項4目ですね。一般会計から国保へ入れたということですね。入れるという考え方ですね。いいですか。ちょっとそれを。

○議長（後藤信八君）

財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

この繰入金につきましては、逆に国保会計から一般会計に返す分でございます。22年度の決算で剰余金が出たために、もらい過ぎた分を返していただくと、22年度分からですね。そういうものでございます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

確かに、繰り入れができることになっているんですけども、特別会計であるやつは、それから国保会計、非常に苦しいという、この前、課長の話では、25年ぐらいになったら大変だよって話をされていましたが、そこだけで処置をしていけないものかどうかというのが、要するに、逆に今度、一般会計から国保会計へ入れるというのは、社会保険とかいろいろなことで払っている人の税收から、今度はまた国保会計へという、特別なところに入れちゃうことになるわけですよ。これが鳥栖で、いろいろなところで問題になるんですけども、この予算枠でという問題と、今、基山町予算で見てもらえたら、全部通ったという理解されているようにあるんですけども、本来、それは条例でもって変えなきゃいけないところをですね、条例で変えるから、議会で審議されるから、それがばれちゃって、あれはおかしいじゃないかなんて論議が出てくるんじゃないかと思うんですけど、そこあたりはどんなものなんでしょうか。

○議長（後藤信八君）

財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

鳥栖あたりが一般会計から繰り出しているのは、医療費関係に繰り出していると。医療費関係は、基山町は出しておりません。人件費とか事務費関係だけです。これにつきましては、ちょっと年度は忘れましたけれども、当時の厚生省の課長内簡、通達等で、首長の判断により人件費等については繰り出すことができるということになっておりますので、その分だけしか基山町は繰り出しをいたしておりません。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

それはもう何度も説明あります。それは行政から、そこへ人間を配置していますからね、それは実質的には、国保会計へ繰り入れた、特別会計、人件費も全部入れているから、なるけれども、それと今度の問題とは別になると思うんですね。別になると思うんですよ。

だから、そこらあたりについて、今質問は、保険料あたりに入ってくると、条例とかなんかでいろいろな処置されるんですかというのが質問なんですよ。

○議長（後藤信八君）

意味がわかっていますか。財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

やはり、医療費給付等に出すのは、やっぱり条例等が必要になってくると思います。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。（「いや、いいです……」と呼ぶ者あり）

次、行きます。

20ページ、18款1項1目、繰越金。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

21ページ、19款5項3目、雑入。ありませんか。林議員。

○11番（林 博文君）

3目の雑入の中で、コミュニティー助成ですか、これはことしは7区、17区とか、去年は

6区ももらったわけですが、ことしも4,200千円。確かに、これはもう本当にいいわけですが、どこの区長さんも、これはやっぱり知ってありますか。こういうような申請をしたら、例えば、公民館の机とかいすとか、それから放送施設とかももらえる。これはもう各区から要望が出らんと、やっぱり基山町も上げんでしょうから、こういうようなのをです。6区は、大変、（発言する者あり）もちろんそうですよ。そして、毎年、これは来るわけですか。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

これは、御承知のとおり、宝くじの助成事業ということですので、基本的には、何回も差し上げるということはないようになっております。やっぱり、そこそこに枠がございますので。ただ、余裕があるときは、何年か続けて基山町も来ておりますけれども、そういう状況です。必ずしも毎年もらえるものではないということと、当然、各区の区長さんあたり、非常に申請をしていただいておりますので、この内容については理解をいただいていると思っております。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

区長さんも、それなりに、各区の運営委員会とか、そういうふうなところに諮って、いすとかテントとかですね、それはどこの区ももらいたいという希望はあるかと思いますが、これは宝くじの金額によっても違うと思いますが、大体5,000千円ぐらいは毎年、基山に来るんですか。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

これも、枠というものは基山町では確保できません。あくまでも申請をして、それが県のほうで審査されて、優先順位とか、先ほど言いましたけど、基山町は何回でももらっているということになれば、もらっていないところを優先するとか、そういうところありますので、必ずしも5,000千円とか、そういう枠はございませんが、一応、コミュニティー助成についての最高限度額は2,500千円までと、これは決まっております。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

じゃあ、1部落というか、1事業に対して2,500千円ということですか。1回の申請で。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

もちろん、内容はいろいろ、対象になるもの、大体ですね、建物以外につきましては、自治会関係で使われるものについては対象になるということでございます。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

ちょっと、これに関連して。ほかのところで聞くところがないもんですから。

今、自治公民館というか、公民館、防災公民館というのがありますね。この防災公民館の申請という、公民館はですね、社会教育法に定めた公民館だけなのか、1点はですね。

それから、もう1つは、それは認定公民館、要するに自治公民館と言われることまでも含むのか。

それから、今、いろんな、例えば、トイレ、シャワーをつけなきゃいけないとか、備蓄庫をつけなきゃいけないとか、いろいろ条件があるんですが、全部の条件をクリアしないとつけられないのか。あるいは、これとこれはつけるから、これだけの補助をいただきたいということは可能なのか。

それだけ、ちょっと教えていただけませんか。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

対象となりますのは、市町村が認めた自治コミュニティー関係ということですので、いわゆる町が6区なら6区はコミュニティー組織ですよということを認めれば、当然対象となりますので、そこら辺は、正式な、いわゆる自治関係とか、いろいろと一般質問でもございま

したけど、それと関係なく、基山町が6区、7区をそういう団体と認めれば対象になるということでございます。

それと、どういうものが、それじゃ、なるかといいますと、先ほどから申しましたとおり、大体、建物とか、シャワーとかは、ちょっと私も厳密にはわかりませんが、結構、いろいろ対象、余り限定はしていないと。建物とかは、逆にちょっとだめですけどですね。固定する、ああいう、公民館をつくるとか、そういうふうなのは、また、この今の、別のコミュニティー助成でありますけど、そういうことでございます。

**○議長（後藤信八君）**

片山議員。

**○9番（片山一儀君）**

今、これはどっちかという、企画政策課長のマターでなく、総務課長のマターだと思うんですよね、防災公民館については。これは県でやっている事業だと思うんですけども。

要するに、今私が、一般質問からしてきた事項とは全然違いますから、防災公民館というのは。要するに、何かあったときに、町民がそこへ集まるためには、要するに、水、トイレ、それから休憩室、備蓄関係、いろんな条件があるわけです、備蓄公民館として備えなきゃいけない要件が。その要件のすべてを満たさないと、その補助が申請できないのか。

言ったのは、今、コミュニティー助成のことで話されたんだと思う。コミュニティー助成と違いますから、防災公民館という話ですからね。防災をあったときにどうするかというんですから、本来、公民館といえば、社会教育法でいう公民館なんです。ところが、これから地域のつくる公民館といえば、4区が今つくっています。11区がつくれますね。それから、8区は改修をしますけれども。

そういうところで、これだけを、この機能だけは残して、防災公民館の機能をつけようというときに、要するに、自治公民館でも認定できるのか。あるいは、要するに、公民館という自治体がつくる公民館しか、それは対象にならないのか。あるいは、今、条件を、設計基準を出していますが、その設計基準を全部クリアしないとできないのか。これとこれは、これだけのものができるのかというのが私の質問で、これは企画政策課長やなくて総務課長のマターだと思います。言えばですね。

**○議長（後藤信八君）**

片山議員、コミュニティー助成事業補助金に関する質問とは違いますね、全然。

○9番（片山一儀君）続

ええ、関連質問として。（「公民館に関する質問」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

公民館に関する質問で、関連は関連ですけど。

○9番（片山一儀君）続

ちょっといいですか。

コミュニティーは、この公民館に出ているんですね。これは、全部ね、そこら申請をして、1回1回、10月ごろに申請をして出ているんですが、それに関連して、公民館をつくる場合に、要するに、防災公民館という考えがあるから、それについてはどうですかという質問をしているんです。（発言する者あり）

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

今のは、コミュニティーの公民館について話をしていますけど、今のコミュニティー助成事業の中にも、今言われる防災機能の分も申請することはできます。できるようになっております。しかし、ちょっと今質問の内容は違う、企画政策課長のほうからまた説明があると思いますけど、あと、防災公民館とその辺の施設の内容については、ちょっとうちのほうも研究をさせていただきたいと思います。

○議長（後藤信八君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

今、私のほうが御説明しているのは、一般コミュニティー助成事業の中の内容ですけども、この宝くじの助成事業にはいろいろございます。その中で、今御指摘の、例えば、防災関係につきましても、対象となる事業もございますが、中身はちょっと私も、どこまでなるかはわかりませんが、いろいろな事業がございます。

○議長（後藤信八君）

ほかにないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

22ページ、20款1項1目、4目、町債。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

歳入を終わります。

歳出に入ります。

1款1項1目、議会費。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

24ページから25ページまで、2款1項1目、3目、5目、25ページまでの7目、8目、9目まで、総務管理費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

26ページ、2款2項1目、徴税費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

27ページ、2款3項1目、戸籍住民基本台帳費。松石議員。

○12番（松石信男君）

ちょっとわかりませんので、教えていただきたいんですが、11の需要費の印刷製本費で、窓口の封筒1万枚と、これ封筒代だけですか。ちょっと、どうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

税務住民課長。

○税務住民課長（重松俊彦君）

封筒代ですね、窓口用の封筒代を1万枚、単価9円で発注いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

28ページ、3款1項1目、2目、3目、社会福祉費。28ページ、ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

29ページ、3款2項1目、2目、3目、児童福祉費。鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

たんぼぼ保育園の運営費ですけど、実際118名ぐらいと、これ、最大収容人員はどこまでいけますかね。これから非常に、民間保育所が人気がいいというか、どこでもゼロ歳児、1歳児とか、低年齢の収容がですね、働く御婦人の関係で多いと思いますが、最大は、このたんぼぼさんは150名とか、増築すればできるのか、その辺は、上限を。

○議長（後藤信八君）

毛利こども課長。

○こども課長（毛利俊治君）

現在の施設での収容の最高は123名でございます。（「今は」と呼ぶ者あり）現在は118名です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

いいですか。

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

同じく1目のたんぼぼ保育園運営費ですけども、現在、たんぼぼ保育園、並びに町立保育園、これは、建設年数というのは何年ぐらいたっているか、お聞かせ願えますか。

○議長（後藤信八君）

こども課長。

○こども課長（毛利俊治君）

たんぼぼ保育園は、57年の10月が開園でございますので、ことしの10月で29年、基山保育園は、現施設で昭和50年の4月開園でございますので、36年経過いたしております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

29年と36年ですね。

じゃ、ちょっと、一緒に聞けばよかったですけど、今現在、待機児童というのは実際に存在するのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

こども課長。

○こども課長（毛利俊治君）

ちょっと資料を持ち合わせておりませんが、当初の入所段階では待機児童はいません。4月現在のところではいません。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

29年と36年ということになると、そろそろ建てかえも含めて、また町立保育園のほうは運営方式も含めて検討に入らなければならない時期ではないかなというふうに心配するんですけど、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

こども課長。

○こども課長（毛利俊治君）

基山保育園につきましては、耐震診断等も行っておりますので、耐震については処理済みといたしますか、診断済みということで、昨年22年度については給食室を改修いたして、またトイレ等も改修をいたしたばかりでございますので、ほかについて現在のところ、改修の予定はございません。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

30ページ、4款1項1目、2目、3目、4目、保健衛生費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

31ページ、4款2項2目、3目、清掃費。松石議員。

○12番（松石信男君）

財源内訳の変更がされています。特定財源を減らし、一般財源に変えていると、382,000千円。この考え方を教えてください。

○議長（後藤信八君）

安永財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

これにつきましては、塵芥処理の負担金、それから、し尿処理等の負担金に基金を充てていたということで、今回、基金を戻させていただきましたので、財源内訳の変更をお願いしているということでございます。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

32ページ、6款1項2目、3目、5目、農業費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

33ページ、6款2項1目、林業費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

34ページ、7款1項1目、商工費。片山議員。

○9番（片山一儀君）

しつこいようなんですけれども、確かに、基山町の予算、補正予算、事項別明細書ですから、枠だけじゃなくて、中まで審議をしているようなふうになっていますね。ですから、予算が認められると、この事業が認められるということなんでしょうけど、本来だったら、政策費として予算を認めたら、ここにプレミアム、5,000千円と出ていますね。執行するときに、ここにもう要綱は準備されていますが、要綱というのは、この執行するときの公正公平にやるための規則というか、手続で、こう来たら、こういう順番をこういうふうにやりますよということが書いてあるわけですね。

ここで認められたら、あと条例審議は本当、まあ、しなきゃいけないと思うんだけど、条例審議しなくていいぐらい、ここで今審議しているわけですね。だから、今までどおりに、やはり、ここで認められたら、いろんな予算の執行については、条例とかなんかでは処置をされませんかというのが質問です。意味わかりますか。

要するに、国の予算が大体年末に決まって、枠が全部示されても、関連法案が国会通らないと予算執行できないんですね。それは、国がそれぞれ、事項別明細書を見たら、見ているのは主計官が見ているんですよ。それで、政治家が大臣折衝なんかで枠をぽっととって来ると同じように、枠は非常に、政策枠をとってくるわけです。だから、本来、予算の審議とい

うのは、政策審議をするわけですね。

ところが、そこまでなかなか議会在なれていないし、こういう形になっているんだろうと思うんですけど、これからもやはりそういう形で、事項別明細書でやったら、そういう法令処置をしないで、中の法令処置をしてですね、やるときに手続をするのが規則であり要綱である、考え方であるんですけども、そこらあたりをそのままこれからも、町長、3期目もおやりになるのでしょうか。

**○議長（後藤信八君）**

条例の件を回答ください。（「……明確にしとかにゃ」と呼ぶ者あり）条例が要るか要らんか。（「そこら辺はつきり」と呼ぶ者あり）

総務課長。

**○総務課長（小野龍雄君）**

規則につきましては、一般質問の中でもありましたように、自治法の14条の中で、規則に関することで、まず、国の法令、それから、それに従って法令の中で定めなければならないものについての規則、それから、基山町の条例の中でうたった中で、それを詳細に町民に知らせるための条例を定めなければならない部分の規則、それから、あとは町長の権限の中でできる規則ということであります。

このプレミアム商品券の要綱につきましては、これは補助金となっておりますので、基山町補助金等の交付規則にのっとりまして、これに基づきまして要綱を制定いたしております。

**○議長（後藤信八君）**

片山議員。

**○9番（片山一儀君）**

私が申し上げたのは、この5,000千円を執行する条例をつくれぬのかということであって、この内容、やり方については、要綱なり規則なりであればいい。

町長がお決めになるのは、要するに、自分の権限の及ぶ範囲ですね。権限の及ぶ範囲というのは、この前もちょっと申し上げたけれども、執行権というのは権限なんです。この執行権をするためには、執行権で町民一般に及ぶ場合には、やっぱり議会の審議を通ったことになっているんですね、条例が。議会を通さなきゃいけない。制限をプラス制限とするか、マイナス制限とするかということはあるんですけども、考え方はいろいろあるんですけども、基本的な中で、今までそれをやられていないから、これからもそういうふうな、なあなあで

ね、なあなあでって言うと、いろいろと、元総務課長も怒られますけれども。どうなのかなと。

手続が大変なんです。たくさんものがありますから、全部がやらなきゃいけないから、そこらあたりが。

その審議の要領もですね、ここまでやっているからね、予算の執行、その事項をやっているから、やらないんだとするのか。あるいは、政策的なことの範囲で予算を決めているから、あと細部、執行するときには、こういうふうにするんだよと。要するに、知らせるのは告示で知らせるわけですよ、今、総務課長がおっしゃったようにね。告示なり告達で皆さんには知らせるんです。それは、知らせるという行為と決めるという行為は別なんです。

**○議長（後藤信八君）**

総務課長。

**○総務課長（小野龍雄君）**

前日も言ったと思いますけど、規則の規定の対象範囲は、町長の権限に属する事務であり、憲法を初めとした法令に違反しない限り、これを定めることができると。ただし、住民に義務を課し、また権利を制限する場合には、規則ではなく条例で制定しなければならないというふうになっております。今回の場合は、それには該当しないというふうに判断しております。

**○議長（後藤信八君）**

いいですか。（発言する者あり）

重松議員。

**○6番（重松一徳君）**

ちょっと基本的なことですので、この場で聞きたいと思いますが、今回、義援金つきプレミアム商品券の発行補助ということで、基山町から商工会に5,000千円、佐賀県から5,000千円、10,000千円のプレミアムをつけると。これは佐賀県の、きずなプロジェクトですか、その一環だろうと思うんですね。それにプラスで、今度は義援金がついているんですね。11千円のプレミアム商品券を10,100円で買うと。この100円が義援金と。この義援金の使い方がですね、もう1つは、この義援金100円といっても、基山町で約1万セット販売するので、基山町からは、町からというか、この町民ですね、購入した人の合計金額が約1,000千円ですね。1,000千円がこの義援金としてされるんですね。

そうすると、佐賀県全体で、これ、予算規模が五十何億だったので、結構な金額になるんですね。佐賀県が、私、わからなかったのが、被災地の気仙沼市にすると。例えば、武雄市とか、どこの市ですね、友好都市だったら、それでもいいでしょうけれども、何で佐賀県が岩手県とか福島県とか、そういう県じゃなくて、一部の市にするのかと。これは全国の援助の届くけんがですね、それぞれの市に分担してしているのもわかるんですけども、何か私はすっきりしないんですね。基山町の、本当、この1,000千円の義援金、基山町だったら、町長がもう被災地に行かれましたけれども、南三陸ですか。陸前高田ですか、済みません。そちらのほうに、当然、義援金として送るというのもあるんですけども、ここが1点とですね。

この義援金でピアノを購入すると、そして、学校とか、小学校、中学校とかですね、何でピアノなのかというのが私はわからないんですね。私も現地に行きたかったんですけども、結局、行かずじまいですけども、住む家がないとか、本当に困っているというのに、確かに学校も被災しているというのはわかるんですね、ニュースで。しかし、こういう緊急、義援金の緊急ですね、なぜピアノなのかというのが私、どうしても理解できないんですね。これ、佐賀県が決めたことだからと言われれば、それまででしょうけれども、やっぱり基山町が5,000千円補助を出すんですから、当然、基山町がこの辺のことについては把握されているだろうと思いますけれども、この辺、ちょっと説明をお願いいたします。

**○議長（後藤信八君）**

企画政策課長。

**○企画政策課長（岩坂唯宜君）**

申しわけございません。ちょっと、それにつきましては、私は、なぜ気仙沼か、なぜピアノか、これはですね、確かに、気仙沼は別としまして、ピアノの件は、ちょっとお尋ねをしました。

というのは、どちらかという、このプレミアム商品券につきましては、商工会議所、基山町で言えば商工会ですね、それと県同士が結構、事前に話されているわけですね。そして、後づけみたいに市町村も半分は助成をしてくださいという話でしたから、例えば、基山町は、極端に言えば、気仙沼でない、ピアノでもだめだということになって、やりませんでした場合はどうなりますかねという話も実際した経緯もございます。そしたら、ちょっとそれは困りますと、全県下で使えるような施策ですので、困りますと。そしたら、各市町村にも、ち

やんとした説明をお願いしますということで、実際お見えになった経緯もございますけど、その理由としては、特に申されませんでしたので、私も。いわゆる県の事業という形の点もございますので、それ以上はちょっと確認をいたしておりません。大変申しわけないと思っております。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

気仙沼の支援につきましては、もう議員のほうからも回答をいただいていると思っておりますけれども、まず3県、宮城、それから岩手、福島の3県が大きな被害を受けているということで、全国を国のほうがもう指定しまして、佐賀県は特に宮城県、特にその中でも気仙沼のほうに支援をお願いしたいということで、職員の派遣等も気仙沼のほうを重点に行っております。こういった関係で全国に、それぞれの市町村、それから県もいろんなつき合い方があると思っておりますけど、そこに集中したら平等性がとれないという観点から、国のほうがもう指示をして、佐賀県は宮城県の気仙沼をお願いしますというような形がとられているようでございます。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私も、本当に何で気仙沼かということは実際わかりません。ただ、この前、陸前高田に行ったときに、市長さんに、本当申しわけございませんけれども、佐賀県のほうは気仙沼ということで、お見舞いなりなんなりも、義援金あたりも、そちらのほうに送らせていただいております。それから、職員の派遣についても、そういうことになっておりますものですから、まことに申しわけございません、そういうことで、私は陸前高田さんには非常にお気持ち、以前の経緯からして、お見舞いの気持ちがあるので、こうして参っておりますということで、申し上げます。ああ、そうですか、その辺はわかりますということでございましたから、一応、そういう話を私は市長さんとはしてきております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

僕も、重松議員の考え方と同じで、何で気仙沼でピアノかなという、県の事業が、県のこの事業総額が五十何億あるのだったら、その五十何億でピアノを買えばいいのにというふうに思うぐらいであります。

それで、今ちょっと気になったのが、岩坂企画政策課長が、県と商工会が随分前からすり合わせをしてというふうに言われましたけれども、その答弁だけを聞くと、何か商工会と県が実施主体のように聞こえてしまうわけですね。

もう一度確認のために、県と基山町と商工会、それぞれどういう立場なのかというのを説明いただけますか。

**○議長（後藤信八君）**

企画政策課長。

**○企画政策課長（岩坂唯宜君）**

大変申しわけありません。別に、うちは全然関係ないということではございませんが、大体、県の事業とかを全県下で行うときには、ほとんど間違いなく、担当課長会を必ず開かれます。極端に言えば、そこまで課長会をしなくてもいいんじゃないかというようなものも含めて、ありますけれども、これにつきましては、担当課長会が全然なかったわけですね。担当者同士の話は1回か2回あっておりますけれども、最終的には、そのパターンで、必ず担当課長会があって、そのときに意見をいろいろと申し上げる手段がございますけれども、これについては全然なかったと。

聞きますと、意外と、商工会議所とか商工会には情報が流れ……、私たちが知る以上に流れていたということも、ちょっと私がそう感じましたので、そういう意味で、結構、担当課長会をいつも開く県について、当然、県下一斉の事業ということで位置づけてありますので、当然、私たちの、最低でも課長会を開いていただいて、そこで意見を聞いていただきたかったということがあったもので、ちょっとそういう表現をいたしましたけれども、決して、うちが全然関係ないということではございません。申しわけございません。

**○議長（後藤信八君）**

久保山議員。

**○2番（久保山義明君）**

実際、これ販売が開始されるわけですけれども、基山の今、ポイントカードがありますよね、シール会というところがやっているポイントカードがあるんですけれども、想像以上に、

小郡、筑紫野のお客さんが非常に多いんですね。これを、小郡、筑紫野は、これ関係ないんで、県内のあれでは。何とか、基山町からもPRみたいなことができないかなと。要するに、基山で買ってほしいと、基山で買い物されるんだったら、基山でこの義援金つきプレミアムを買っていただいて、基山で買い物していただきたい、そういうPRというのを何かできないかなと思ひまして。

○議長（後藤信八君）

町民以外は買えるか。

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

もちろん、買っていただいて、基山と佐賀県内しか使えませんので、当然、小郡、筑紫野で買っていただくと、我々のところにプラスになりますから、そういう効果はありますので、ちょっとこれはですね、県のほうに確認をしてみないとわかりませんが、積極的に、そういうことができればですね、何らかの形で、クロスロード協議会とかもありますし、ちょっと筑紫野は違いますけれども、そういういろんな関係を使って宣伝をさせていただいてもいいかと思ひますが、これはちょっと確認をさせていただきたいと思ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

35ページ、8款1項1目、土木費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

36ページ、8款2項1目、2目、道路橋梁費。鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

道路新設改良費の工事費でございます。城戸1号線、これは私、こう、持っていますけど、小森町長、8年間で道路改良工事で新設というのは初めてじゃないかと、大々的な工事と思って、非常に私も、地域のですね、今から地域の道路改良が非常に大事なものとなっております、多く上がっております。

資料にも、この全体計画、年度計画、総事業費、そういう等の資料が全く私は持ち合わせておりませんが、この補正予算の資料とかにもあっておりませんが、こういう全体計画、何年度で、総事業費は幾らで、その費用負担といひますか、歳入の一般会計の補助金なり国

庫補助とか、こういう関係のが全く私は手元に、ちょっと見つけたけど、見つけきりませんけど、その辺の全体計画を議員のほうに配付される計画というのは、それはございませんか。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

今回、8,000千円の追加を工事請負費でお願いしておりますけれども、大変申しわけありません。資料の添付はいたしておりません。後日、資料で提示をさせていただければと思いますけれども。早目にさせていただきます。（「議会の終わってや」と呼ぶ者あり）いやいや……。 （「委員会まで」と呼ぶ者あり）委員会までにはできます。申しわけありません。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

今の件でですね。8,000千円追加ということで、借金もしながら改良工事をするということですが、これは追加された、その工事の内容、8,000千円使う、この内容は具体的にどういう内容なんですか。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

工事の内容につきましては、舗装工事でございます。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

舗装工事は、もう当初からわかっとつやないですかね。事件か何かあったかなど。事件というのは、思わぬあれがあったから、ちょっと8,000千円継ぎ足さんと、これはでけんばいと、とか、地元の人々の要望とかいろいろあるでしょう。それと思ったら、舗装工事、それも追加ですというのは、もう当初からわかっていたはずと思うんですけど、その辺はどがんですかね。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

当初予算に計上させていただくときに、まだ内容的には100%の歳入歳出ではございませんでした。今回、歳入を上げさせていただいておりますけれども、その関係で、最終的な交付決定が5月だったと思いますけれども、交付決定が来ましたものですから、その分で工事の追加ということで、当初、舗装は入っておりませんでしたけれども、舗装工事を今回お願いしたということでございます。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

結局、当初では、工事費100%組んでいなかったということ、その組んでいなかった理由というのは何ですか。ちょっともう一回。何か言われたけど。何か5月にどうのこうのとか何とか。組まれなかった理由ですか。組まれたはずなんですよ。

○議長（後藤信八君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

当初では、今申しましたけれども、交付決定額100%では組んでおりませんでした。というのは、やっぱりどれぐらいの予算がつくかは見通しがはっきりつかないところもあります。そういうことで、満額では組んでおりませんでしたので、今回、交付決定が来たということで、満額、予算を組ませていただいたということでございます。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

37ページ、8款3項1目、3目、4目、都市計画費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

38ページ、8款4項1目、下水道費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

39ページ、8款5項1目、住宅費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

40ページ、9款1項2目、3目、消防費。片山議員。

○9番（片山一儀君）

付託されても、うちの所管事務じゃないと思いますので、所管かな。公の場で、ひとつ質問します。

前にも町長に質問した、何を質問したかという、各区の消防分担金という質問をしましたね。そしたら、過去の慣例からだという話があったんですが、いろいろ勉強されている方は申されるわけですね。消防組織法を勉強されるとね、全部、消防団も消防本部も消防署も全部、地方自治体が金持たにゃいかんのだよという、支出しなきゃいけないんだよと、こうなっていますね。

この前、分担金のことを聞いたら、それは昔からの慣例だとおっしゃる。基山町は、各格納庫が町の行政財産じゃないですね。地縁団体の財産になっているでしょう。なぜ、これを変えようとしませんか。要するに、国が国家の安全のために防衛力を持ち、県が警察権を持っています。市町村長は消防権を持つ仕組みになっていますね。だから、そういう形で消防本部、消防署、消防団というのをですね、消防組織法で決められているわけですよ。ここに、なぜ、そういう現場へ補助するんじゃなくて、逆にそれを買い上げるぐらいのね、町の町有財産になぜしないんですか。そこあたりの考え方はね、本来のある姿へ返そうという努力はしないんですか、町長。

先ほど聞いたら、それを、予算のこともね、実際に読み解いておられなかった。失礼な言い方かも知れないけど。法律の読み込みというかね、目を通されたことは通されたんで、読み込むというところは、いっていないんじゃないかなと。いや、わかりませんよ、わからないけれども。これ自体もですね、補助金交付で出して、そのつくるのはね。

要するに、私が申し上げたいのは、基山町は健全財政かも知れないけれども、ここで言うべきでなくて、先で言うことであつたら申しわけありません。税をたくさん取り上げてね、住民税のほかにいろんな税を使って、いろんな拠出金をもらって成り立っているのが基山町の財政かなと、こう思うんですね。税負担をたくさんかけている。じゃないかと。ここで、考え方だけ、ちょっと教えてください、町長。町長です、もちろん。消防本部長。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

これは、何か前にも、そういうお尋ねがあったような気がします。それで、お答えしたのかどうか、わかりません。前のおっしゃ……、わかりませんけれども。

私は、やっぱり、これは前の流れということだけじゃいかんのかもしれませんけれども、そもそも初めが、消防団の初めが地域自衛、地域自治みたいな、そういうところから出発して、各地区で、やっぱり自衛団を持つというようなことだったろうと。それに対して、町が補助をするというような、そういう流れで来ておったと思います。そういうことの原因で、いまだかつて、こういう形になっておるといことじゃないかと、私は、それで今やっているということでございます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

それでやっているということ自体がですね、これはもともとの江戸時代の大目火消しと町火消しの発端を足して、それがそれほかに明治以降、青年団教育というのにも含まれてやっているんですが、そのときの地域の消防格納庫ですね、消防、例えば、6区丸林地区にある消防の機能と、山林を持っているところとですね、要するに長野村とでは、消防の機能がどうか、消防ポンプの機能が違うと思いますね。それが今は全然違ってきているわけですから。

それが今、一部事務組合で、多分、副管理者になられているでしょう。消防のですね。副管理者になられていて、その全部の中で、どういう消防の配置をしないといけないのか。これ、全部、消防権というのは首長にあるんですよ、地方自治体の。そこが、こうやっているからだと思いう話じゃなくて、やっぱり一番大事な生命、財産の安全、安心を守るとおっしゃっているんだから、その一番大事なところをどういふふうに変えていくというね。企図心意図心がないと、今までやっているからじゃないかという話じゃない。その時代と今は全然違いますから。

今、基山町でも、昼間、消防団招集かけたら半分集まらないとおっしゃっている。37%とおっしゃったかな。そういう時代ですからね。昔は野良仕事やっているときは集まりはよかったかもわからんけど。そこらあたり、全然、立て直しをしないといけないところにですね。

さらに聞いても、それ以上の答えは返ってこないでしょうから、終わりますけれども、しっかり考えてください。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

考え直さなきゃいかんということかもしれません。今さっきおっしゃいました、いわゆる消防署と消防団と、やっぱり役割も違うんだというふうに思います。消防署は、ポンプや大きな車を持って、すぐ消火に当たると、それから、消防団ももちろんそうですけれども、あといろいろの片づけなりなんなりということ、それから、消火にしましてもそうですし、あと防災なりなんなりということにつきましても、消防署ができないことを団がやると、それが1つの自衛というような考え方かなと私は思っておりますので、そういうことで、今の組織でやってきておるといふことでございます。

○議長（後藤信八君）

ほかに。重松議員。

○6番（重松一徳君）

同じ19節の県、市町村の消防団員等公務災害補償組合負担金、今回、4,492千円追加されていますけれども、説明があったように、3・11の大震災に伴い、消防団員が251名ですか、被災されたと、それに対する、これは補償も含めてでしようけれども、私はどうしてもわからないのが、基山町の消防団組織の、これは県、市町村で、お互いにこれは補償し合おうというのが前提だろうというふうには思うんですね。しかし、こういう大災害とかあった場合の消防団員のこういう補償を各市町まで、これは求めるのかなと。これは国が本来すべき補償じゃないのかなというふうに思うんですね。

どうしても、これ、特に、もともと、これはそんなに消防団員が亡くなるとか被災するとかいうのは前提にしていないものだから、当初は943千円ぐらいしか基山町も組んでいないんですね。今回、やっぱり4,400千円と、約10倍ぐらいの負担金を、これは求められているということで、出すことに対してとやかく言っているわけじゃありません。しかし、これ、もう少し考えないといけないと。今から先、いろんな災害もあるし、今回の大雨による台風12号、そういう大雨もあるし、過去は雲仙普賢岳とか、いろんなところで消防団員の方が、やっぱり前線で働くだけに被災される可能性も高いんですね。それに対して、常にこういうふうに各自治体に、これを求めるのかなと。これは国の関係とか、この辺はどうなっていますか。

それともう1つ、これは共済掛金も、共済基金ですか、これも実は基山は3,783千円、当初予算では入っているんですね。そうすると、こういう補償の共済掛金も、これは三百何十万も基山は出していて、今回新たにこの4,400千円も来ていると、この辺の、これは国から、県から、何か歩掛かりで出せという形で来ているんでしょうけれども、この辺、ちょっと説明をお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

今回の大震災につきましては、先ほど言われましたように、消防団の死者、それと行方不明者を合わせて、やっぱり8月10日現在で252名という大災害になり、そのほとんどが公務中の殉職となっておりますので、それに、災害の規模自体は、例年はやっぱり10分の1、25名から30名ぐらいが、やっぱりそういう災害があつていたと。この大震災に関しては、やはり消防団とか、そういう公務災害の補償としては予期せぬ事態で、それが発生したということで、平成23年8月10日に消防団員等の公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正を行っております。

その中で、基山町は、佐賀縣市町総合事務組合負担金、組合のほうへ加盟いたしておりますので、それに法改正に基づきまして負担金の条例改正を行いまして、一部改正を、消防補償事務負担金の額の特例を加えた条例の制定を行っております。例年であれば、改正前は1,900円で、町が950円、それから佐賀県の市町総合事務組合が950円の折半で、基山町のほうが総合組合のほうに負担をしまして、総合組合から国に、共済のほうに負担をするという仕組みになっております。

今回は、それを法の改正によりまして24,700円の、その差額分を、22,800円を負担するというので、今回の大震災によりまして被災された消防団員等の公務災害に要する経費としましては、全国で23,643,000千円が追加の計上をされております。そのための財源確保としまして、追加掛金による全国からの総額が20,103,000千円、それから、例年であれば変動調整準備金という基金の中から補って、いつもそれで予算の確保は行っておったんですけれども、基金からの取り崩しを3,590,000千円行いまして、23,643,000千円の予算を確保いたしております。

これは、今年度の特例措置といたしまして、この追加掛金につきましては特別交付税によ

り国のほうから措置するということになっております。

以上でございます。

それから、別の共済の3,000千円を掛けているのにつきましては、これは基山町がまた単独で行っております、これとは別に、補償でいえば23,000千円やったですかね、そういう特別の掛金のほうを基山町独自で、基山町消防団のほうから、そっちの補償のほうに掛けております。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。

品川議員。

○10番（品川義則君）

19節の負担金補助及び交付金ですけれども、消防施設整備補助金で、一部格納庫が今度完成して、もう引き渡しもあっているようでございますけれども、あそこに新しく防災無線ですね、サイレンと、が設置されていますけれども、ああいうのを設置するときに、高さ基準ですね、何メートルぐらい高さが要るのかということが決まっているのかですね。この前、見たところ、12区の公民館と同じ高さのところにサイレンのラッパがあるのかなと思っておりますので、その辺のところが高さ基準があるのか。

それから、テストですね。実際に鳴らして、どれぐらいの範囲まで聞こえるのかというテストをされたのか。

それから、一部格納庫のほうは移転になるんですけれども、従前のところにあるサイレンとあれは撤去されるのか、その3点についてお尋ねをいたします。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず、高さの基準については、ちょっとまた調べさせていただきたいと思いますが、高さ的には、ないと思いますけれども、ちょっと調べさせていただきたいと思います。

それから、テストにつきましては、いつも1日と15日に定時で行っております。これをさせていただいて、地元のほうには、そういう形で完成しておりますので、きょう通知を行いまして、先ほどの10月15日にテストを行うようにいたしております。それでまた、皆さんの、その状況ですかね、それを聞いて、修正するところが、改善とかがあれば、また改善させ

ていただきたいと思います。

○議長（後藤信八君）

今の1部のサイレン。（発言する者あり）

品川議員。

○10番（品川義則君）

その高さについては、ぜひ消防委員会でも諮っていただいて、見ていただいて、十分なのかということも十分諮っていただきたいと思っております。

それから、旧役場のところにあったサイレンで、8区とか駅前とか、あの一帯ですね、非常に聞こえていたわけですがけれども、老朽化で撤去されて、音が全く聞こえないと。私、一般質問でも何か言ったと思いますけれども、消防団員にサイレンが届かないという事態を団員から直接聞いたこともありますので、何とかお願いしたいと、私もお願いしたんですけども。

今のサイレン方式は昔と違いまして、モーターではなく電気ですよ。非常に聞こえづらいと、音が伝わりにくいということもありますので、その辺のところをですね、団員が聞こえなくていいのかというのが一番、町民の方が聞いたら、とても不安になられると思うので、その辺の解消をぜひしていただきたいということを、課のほうで考えいただくか、消防委員会のほうで考えていただくか、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（後藤信八君）

いいですか。

ちょっと、もう長くなりましたので、ちょっと短いですが、15時30分まで休憩します。少しお疲れの方もおられますので。

～午後3時22分 休憩～

～午後3時30分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開します。

41ページ、教育費、10款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

42ページ、10款2項1目、2目、3目、4目、小学校費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

43ページ、10款3項2目、中学校費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

44ページ、10款4項1目、2目、3目、4目、5目、社会教育費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

45ページ、10款5項1目、2目、3目、保健体育費。重松議員。

○6番（重松一徳君）

3目の学校給食センター費について質問します。

光熱水費で今回1,700千円補正されています。これは当初が9,420千円でしたか、合計7,640千円になるわけですけれども、これは去年も補正で多分百何十万組まれたんですね。これは当初予算のときに、見積もり段階で足らなかったのか、何か新たな光熱水費で1,700千円かかるようになったのか。

これについてと、もう1つ、これはちょっと給食センター、余分な関係になるかもしれませんが。給食センターかどうかちょっと私もわからないんですけれども、職員採用で栄養士さんを1名されていますね。この栄養士さんは学校ですか。——じゃあ、これはいいです。この1,700千円の関係、どうなっているのか、説明をお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

一応これは電気料になります。今回も補正をお願いしておりますが、特にこれが原因ということではありません。ずっと4月から支払いをしてきて、その平均で3月までということになりますと、どうしても足りなくなっているということで、まだ今年度予算化した後の不足分について詳しい調査まではしておりません。申しわけございません。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

いやだから、去年のこれ、当然決算もして、これぐらいの電気料なんだというのがありますね。それに基づいて当然当初予算が見積もられたんだと思うんですよ。だから、今回1,700千円を補正するときに、いや、別に理由はないんですよという話にはなりませんよね。当初予算の見積もりが間違っていたのかですよ。

特に光熱水費というのは、大きく年間、特に給食センターなんかは大体年間使用量というのは決まっておりますので、こんなに1,700千円も更正しなければならないということにはならないと思うんですね、当初見積もりがしっかりしておけば。もし事故か何かあれば別ですけどもね。（発言する者あり）

○議長（後藤信八君）

わかりますか。教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

一応予算の段階では、前年度の22年度の実績で5,785,970円になっております。今回の今年度の予算では5,940千円お願いをしておりますので、一応前年度の実績よりもちょっと多目に予算化はされていますけれども、先ほど言いましたように、今年度ずっと運営していく中で月平均等をとっていきますと、3月までどうしても不足するような状況になっておりましたので、追加をさせていただいたということでございます。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

いやだから、その原因がですね、ずっと4月から見てみたら、これだけかかっていると。そうすると、来年の3月まで1,700千円ぐらい追加をしておかないと足らなくなるからということとされているんでしょう。だから、去年の見積もりから見れば、当初予算で十分本当は間に合うんですよ。だから、その原因が何だったんですかと。特に1,700千円という大きい金額だから、例えば、何か新しい炊飯がまをかえたと。この炊飯がまが、例えば電気を物すごく食うとか、設備を更新したから電気を食うとかいう理由があればいいんですよ。その理由がないからちょっと聞いているんですけれども。

○議長（後藤信八君）

教育学習課長。

**○教育学習課長（内山敏行君）**

もう1つ、ちょっと原因がわからないということでありましたけれども、給食センターと小学校のほうの基本料金ですね、その分を再調査しております。その分で給食センターのほうに基本料金の分が来たとき、小学校のほうが非常に高くなっているということで再調査をしたら、給食センターのほうにそのウエートが来たというのも一つの原因にはなっております。

**○議長（後藤信八君）**

小学校と給食センターの関係を言ってあげないとわかりませんよ。

**○教育学習課長（内山敏行君） 続**

給食センターと基山小学校の基本料金、この分について、もう一回、九電のほうと佐電工のほうと調査をしております。その基本料金が給食センターと基山小学校と逆転をしたということになっています。金額的には給食センターが100千円、基山小学校が280千円というふうな基本料金の分が出ていましたけれども、これが逆転をしているということが原因でございます。

**○議長（後藤信八君）**

財政課長。

**○財政課長（安永靖文君）**

補足になるかもしれませんが、従来、電気代が基山小学校で五十数万円、非常に高い電気代が毎月参っておりました。ほかの学校が300千円いかないような状態でしたので、これはちょっとおかしいんじゃないかということで、うちのほうから教育委員会のほうに調べてくれということをお願いしたところ、さっき言いましたように、基本料金の割り振りを反対に考えておったということであって、今回、正当な割合に戻そうということをお願いをいたしております。

保健センターのほうが高かったということで、今度は1,700千円をこっちに振っていただいております。（「給食センター」と呼ぶ者あり）あっ、給食ですね、失礼しました。給食センターです。

そうすると、学校のほうは当然落とさなきゃならん状態になってまいりますが、当初落としておりました。しかし、8月からこちら、学校あたりに落雷が数件出まして、百何十万かの金を落とすべきものですが、その分をすぐ学校が始まるということもありまして、やむを得ず節内流用をさせていただいたということで、今回、減額が学校のほうにはないと

いう状況でございます。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

この学校給食費の水道光熱費については、昨年も常任委員会のほうで相当追加の補正が今ごろちょうど上がってきたので、何でこんなに上がったのかといたら、ガスの業者の入札関係でガスの光熱費が相当上がったと。だから、補正を組まざるを得んやったということで、そのときの常任委員会の中でガスの入札関係の業者は何社ぐらいでしておるのかということになったと思いますが、その後の経過とか、そういうのがなかったように思いますが、水道光熱費1,700千円の中にも入っているんじゃないかと思いますが、ガス関係で去年は多分、常任委員会の中で確かにガスが高かったということで認められておったようですが、その経過はどんなになっていますか。業者の入札関係。多分文教厚生を担当はわかってあると思うんですけど、そのころ。

○議長（後藤信八君）

教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

今回の補正につきましては、ちょっとガスの分は扱っておりません。（「ガスはその後、何も経過がなかったけんね」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「よか、またあと決算のほうで」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

去年の分は決算でいいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃあ、ほかにないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

46ページ、11款1項2目、災害復旧費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

47ページ、公債費、12款1項2目。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

48ページ、13款2項1目、諸費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

49ページ、14款1項1目、予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

以上で第43号議案に対する質疑を終わります。

#### 日程第5 第44号議案

○議長（後藤信八君）

日程第5. 第44号議案 平成23年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の11ページ、歳入歳出補正、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

次に、事項別明細に入ります。

国保会計の事項別明細、3ページ、歳入、1款1項1目、2目、国民健康保険税。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

3款1項1目、国庫負担金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

3款2項1目、国庫補助金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

6ページ、4款1項1目、療養給付費交付金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

7ページ、5款1項1目、前期高齢者交付金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

8ページ、6款2項1目、県補助金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

9ページ、9款1項1目、他会計繰入金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

10ページ、10款1項2目、繰越金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

11ページ、11款4項5目、雑入。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

歳出に入ります。

12ページ、1款1項1目、3目、総務管理費。ありませんか。重松議員。

○6番（重松一徳君）

ちょっと所管のところですけども、1点聞きます。

レセプト点検業務委託が今回更正されていますね。12ページ、いいですね。

これは業務点検の場合、入札と関係あったかもしれませんが、基本的に基山町の医療費の高騰の理由の中に、医薬品の関係でジェネリック医薬品を使うべきなんだというのをやっぱりこれ、私も一回質問したこともあるんですけども、町として、これはレセプト点検もしながらでしょうけれども、医療費の高騰の中の医薬品代の占める割合とか、あとジェネリック医薬品を使うことによってどれぐらい医療費そのものが下がるとか、この辺のことについて何か資料等がありますか。あったらぜひ議会に出していただきたいと思いますけれども。きょうじゃなくて結構ですけども。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

**○健康福祉課長（眞島敏明君）**

重松議員が申されましたことは、医療費適正化関係の問題だと思いますけれども、まず、前回の質問でもお答えしたと思いますけれども、佐賀県は非常にジェネリック医薬品関係の取り扱いがおくれております。逆に言うと、福岡県のほうがえらい先進県で、隣の久留米とか小郡市はジェネリック医薬品が後発医薬品としてしっかり使われて、その差額通知まで出しているという状況でございます。

佐賀県におきましては、まだ佐賀県の医師会関係がはっきり県と話をつけていないということで、この間、国保の中にはジェネリックカードの希望カードというのをうちのほうも入れました。入れて送付しましたけれども、実際それが病院にかかれて、住民の方がジェネリックの医薬品を下さいとか、これにかえてくださいとか、果たして言っただきよるのかなど。なかなか言いにくいところがございますので、そこんにきができていますのかと思っています。

それと、今申されました経緯としては、佐賀県はまだ全然進んでおりません。ジェネリックを使っていこうかという話はですね。それと、今申されました大体どれくらい違うとやろうとか、何割、そういう数値も現在まだ出されておられませんので、数値的にはつかんでおりません。会議のときには、適正化関係でよく後発薬品を利用していこうという話は出ております。

以上でございます。

**○議長（後藤信八君）**

重松議員。

**○6番（重松一徳君）**

言われたように、私も福岡県の県議会議員とか、福岡市の市議会議員あたりから一回資料をもらったんですね。そうすると、この後発医薬品ですね、ジェネリック医薬品を使うことによって物すごく医療費が下がっているんですね。そこを宣伝することによって、結局、国保にしてもそうですけれども、全体的に国保の健全化につながるんだと。

そこで、自治体がどうしても率先して各機関に対してジェネリック医薬品を使いなさいという指導をしないと、なかなか医療にかかる患者が言いにくいと。だから、福岡県とか福岡の各自治体は、行政機関が徹底してそこを各医師会に対して指導しているんですね。佐賀県

がおくれていると——おくれているんだったら、例えば、鳥栖、三養基の医師会だけでも、基山町、あと鳥栖の行政機関が鳥栖とか三養基の医師会に対してまず指導を徹底してしないことには、なかなかこれ、改善策にはなりませんね。この辺ぜひとも、これは要望にもなりますけれども、お願いしておきます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

ちょっと関連質問なんですけれども、原田へ行くと、確かにジェネリックの後発薬品を使うんですけどね。使うんじゃなくてカードを渡されるんですが、ただ、これは医者の特権事項なんです。私が勤めた理事長さんは使わないと言っていました。命にかかわる事項です。だから、保険の点数だけで行政指導ができるかどうかというのは、やっぱり慎重にしてくださいかないと、権限と責任の範囲ですから、医者の権限ですからね。それでいいよという人だったら、それで構わないと思います。

もう1つ、前に一度言ったことがあるんですが、これは宣伝をとというか、知らせていただかなきゃいけない事項じゃないかと思うんです。今、医療界は薬価差額がなくなったんです、ほとんど。薬価の割り引きでもうけなくなった。何でもうけているかという、検査でもうけるんです、今ね。だから、同じ検査で、MRIで3万点かな。3万点だと300千円ですかね——1万点か、1万点だったら100千円ですよ。MRIかかるとね。

これが診療報酬点数表というのがあって、福岡でやると点数が1点13円ですよ。久留米とこの地域は1点10円ですから、この特性上、福岡へ、これもなかなか医療選択の自由がありますから何とも言えないけれども、福岡でたくさん勤務だとか、いろいろなことで行かれると、それだけ高く支払われている。レセチェックでどれぐらい福岡へ通われているかわかりますか、基山から。

○議長（後藤信八君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

基山町の方が久留米とか小郡、あと筑紫野関係ですね、そういうところに割合的にたくさんかかっているというのはつかんでいますけれども、具体的に何割何分とか、詳しいところは現在つかんでおりません。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

久留米、筑紫野、太宰府、全然関係ありません。福岡市だけが甲地かな、特甲地が東京ですから、甲地ですから1点13円なんです。そのほかについては全部点10円ですから、どこも余り変わらないんですけれども、福岡へ通うと、例えば透析、これあたりは幾らかな、1回7千円というから、3割ですからやっぱり2万点ぐらいになるのかな、そんなにならないかな。そうすると、それが全部、福岡でずうっと透析をやるのとこの近くで透析をやるのでは全然医療負担が違うんですね。御存じだと思っております。

そこらあたりを具体的にしていかないと、健康保険料はどうしようもなくなるということですね。つかんでください、よろしく。

○議長（後藤信八君）

いいですか。神前議員。

○1番（神前輔行君）

レセプト点検業務委託というのでちょっと確認をさせていただきたいんですけど、前までレセプト点検というのがペーパー上のものから電子上にかわり、業務の効率化というのが図られていると思うんですけど、今、どれぐらいのレセプト点検を委託されているんですか、わかる範囲で。

○議長（後藤信八君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

済みません。ちょっとこの場に数量的なことは持ち合わせておりませんが、委託の件数はここに持ってきていませんけれども、毎月、これはおかしいよというレセプトの点検結果が出るのが、毎月100件ぐらい出ています。それで、それを再審査にまた国保連合会に回しております。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、次行きます。13ページ、2款1項1目、2目、3目、4目、療養諸費。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

14ページ、2款2項1目、2目、3目、高額療養費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

15ページ、3款1項1目、後期高齢者支援金等。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

16ページ、4款1項1目、前期高齢者納付金等。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

17ページ、6款1項1目、介護納付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

18ページ、9款1項1目、基金積立金。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

19ページ、11款1項1目、2目、償還金及び還付加算金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

20ページ、11款3項2目、繰出金。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

21ページ、12款1項1目、予備費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

以上で第44号議案に対する質疑を終わります。

## 日程第6 第45号議案

### ○議長（後藤信八君）

引き続き、日程第6．第45号議案 平成23年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の14ページをお開きください。

歳入歳出補正、質疑ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（後藤信八君）

事項別明細に入ります。

後期高齢者事項別明細、3ページ、歳入、1款1項1目、2目、後期高齢者医療保険料。  
鳥飼議員。

### ○7番（鳥飼勝美君）

後期高齢者の9月補正で保険料が3,514千円と減額になっております。ちょっと説明を聞いていなかった、言われなかったと思いますけど、普通徴収分が非常に大きな原因というふうな原因で歳入の保険料が減額3,510千円と、1割まではいきませんが、相当な数ですけど、原因はどういうものでしょうか。

### ○議長（後藤信八君）

健康福祉課長。

### ○健康福祉課長（眞島敏明君）

現年度分につきましては、前年度並みで当初予算を計上いたしておりました。それで、今回23年度分の賦課が確定をいたしましたので、その分で更正をお願いいたしております。理由はもうそれでございます。

### ○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

### ○7番（鳥飼勝美君）

いや、私としては、所得が減額になったと、所得金額が。その辺の原因はまだわかりませんか、ただ予算が……。

### ○議長（後藤信八君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

はい、そのとおりでございます。賦課額が減少したためでございます。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。所得減。（「はい」と呼ぶ者あり）

4 ページ、繰越金、5 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

歳出、5 ページ、2 款 1 項 1 目、後期高齢者医療広域連合納付金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

6 ページ、4 款 2 項 1 目、繰出金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

7 ページ、5 款 1 項 1 目、予備費。ありませんか。片山議員。

○9 番（片山一儀君）

予備費ということではなくて、ちょっと課長にお尋ねしたいんですが、今さら私が言うのも変なんですけれども、後期高齢者医療保険が分かれてもう何年になりますかね。

○議長（後藤信八君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

20年の4月1日からですので、3年間経過をいたしております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9 番（片山一儀君）

20年からですか、後期が分かれたのは。それが佐賀県で県下統一になったのが21年じゃなかったですか。要するに私がなぜ言いたかったかは、これを見て、特別会計にしなきゃいけないのかどうかということなんですよ。

今、保険者というか、これは県下統一で、広域でとか事務組合でやっているわけですね。これは国民健康保険とは全然やり方が違うし、お金を集める事務手伝いをしているだけでし

よう。それが特別会計をつくってまでしなきゃいけない問題でしょうかという質問なんです。

○議長（後藤信八君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

特別会計につきましては、法で市町村についても特別会計を設けなさいというふうになっておりますので、そのとおり設置をいたしております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

特別会計は、自立採算し、収入と支出が出るものを特別会計とすることになっていきますね。どれもこれもしなさいというふうにはなっていないですよ。通達か何かで来ていますか、後期高齢者の特別会計をつくれというのは。

だから、町が保険者になっているときはつくらなきゃいけないかもわからない。収入があるわけですから。ところが、今、収入も支出もここでやらなくて、全部県に納めて、県で支払ってやっているわけでしょう。違いますか。だから、これは今、支出と収入を見てください。納めるだけ、向こうへ、組合へ。そういう形で、要するに本当に忙しいときに特別会計まで来て、わざわざしなきゃいけない問題かなというのが質問だったんです。

ただ、法律で決められたり、通達で来ているよということであれば違うかもわからんけど。

○議長（後藤信八君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

法で定められております、設置するように。

以上でございます。（「法の何条」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「時間が、後でいいです。教えてください」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

後で回答ください。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上で第45号議案に対する質疑を終わります。

#### 日程第7 第46号議案

○議長（後藤信八君）

日程第7. 第46号議案 平成23年度基山町下水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

議案書の17ページをお開きください。

歳入歳出補正、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

次に、下水道会計の事項別明細、3ページ、歳入、6款1項1目、基金繰入金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

4ページ、6款2項1目、2目、他会計繰入金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

5ページ、7款1項1目、繰越金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

下水道、歳出、6ページ、2款1項1目、公共下水道事業費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

以上で第46号議案に対する質疑を終わります。

引き続き、議案に戻ります。

## 日程第8 報告第5号

○議長（後藤信八君）

日程第8. 報告第5号 平成22年度基山町財政健全化判断比率等の報告についてを議題とし、本報告に対する質疑を行います。松石議員。

○12番（松石信男君）

この基山町財政健全化判断比率ということで、そこに4つの指標に基づいて基山町の財政が健全なのかどうかということで示されておるわけですが、よくわかりません。

その基準も含めて、一つ一つどういう理由だと。そして、最終的に基山町は健全なのか、

イエローカードなのか、レッドカードなのか、ここに説明ください。

○議長（後藤信八君）

財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

健全化判断比率でございますけれども、まず、実質赤字比率、これは一般会計等の歳入歳出が赤字かどうかを判断するものでございます。基山町につきましては、赤字ではございませんので、比率としては出ないということでございます。

それから、連結実質赤字比率、これにつきましては、一般会計並びに公営企業、要するに下水道関係ですね——等も含めたところの赤字比率でございます。これも出ておりませんので、横棒で示しているとおりでございます。

それから、実質公債費比率、これにつきましては、一般会計、特別会計並びに公営企業会計並びに一部事務組合の、要するに宝満環境等の償還をしなければならない金額を負担いたしております。その分を含めたところの公債費比率でございます。これはそういう関係の歳出分を要するに標準財政規模で割り返した、大まかに概要を言えばですね——ということございまして、14.5で、早期健全化基準25、25を超えますと、いろんな計画を出して議会等の議決等が必要になってくると。そして、県知事等にも報告をしなければならないと。25を超えますと、若干危険だよと、黄色ですかね、そういうふうに考えていいかなというふうに思います。

それから、将来負担比率、これにつきましては、当然今から出さなければならない分ですね。例えば、一部事務組合にどれだけの負担がありますよとか、起債の残高がどのくらいありますよとか、そういうのを全部足して、それからまた、地方公社、債務負担もですけども、地方公社の負担分、それから、第三セクターがあればその分の負担分、基山町はありませんので、それも入りませんけれども、その分を標準財政規模で割り返した分でございます。基山町の場合は83.2で、これは健全化基準が350を超えると黄色ということでございます。

それから、その下の公営企業会計の資金不足比率、これにつきましては、現在のところ、資金不足は発生していないということで、ハイフンということで示させていただいております。

総称的に申しますと、基準を超えていないという段階ですので、現在のところ、健全であるというふうに理解をしていただいて結構かと思っております。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

昨年、決算のときに質問したんですが、そのときに企業会計へ移行しつつあるという話をされましたね。企業会計を導入していくという話。要するに企業会計になると連結は出てこないわけですね。大福帳だけでは実質はね。だから、これから政令指定都市と県までは企業会計を導入することが定められていますね。だから、それをこれからやっていかなきゃいけないという話になっていたんですが、それがどの程度進められているのかが質問の1つ。

2つ目は、今、病院に行って検査すると検査値が出てきます。それで、ここからこっちはいいよとか、悪いよとかいうのが、基準だけじゃなくて示されるじゃないですか。要するに、これは比率は報告しなきゃいけない事項ですから、そこらあたりも含めて、今、松石議員からあったけれども、尺度をつけて報告してやるとよくわかりやすいんじゃないかと。これはお願いします。

質問とお願いですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（後藤信八君）

財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

おっしゃっているのは企業会計、特に公会計に移行する分だと思えます。市に当たっては、もう既に実施をしていると思えます。5万人以下の市町村に当たっては、22年度会計分を本年度の秋、基準的にははっきりしていませんけれども、秋ということの表現です。ですから、今、その準備をいたしております。

それから、基準の数字ですけれども、一応実質公債費比率につきましては、早期健全化基準と申しまして、25%、これについては、もしそこを超えた場合には先ほど言いましたようにそういうふうな計画を立ててですね……（「そんなことじゃないですよ、言っているのは」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

要するに、これだけパーセンテを起こすと、要するに債券だつて発行するとき、調整をして協議しなきゃいけないとか、これはしてはいけないとか、そういう基準があるじゃないですか。その基準をね、これをあくまで、確かに基準と書いてある、この用紙は作業ペーパー。だから、これを報告するときは、それがわかるようなものをつけていただくと。例えば、A1Cはここからここまでは危険だよ、ここからここはどうしなきゃいけないという基準を病院として示すじゃないですか。そういうことをちょっとお願いしたんです。だから、説明を聞いているわけじゃないんです。済みません。

○議長（後藤信八君）

財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

これ以上超えたらいかんというのが25%以上、それともう1段階、30%以上とあります。25を超えると、それこそ起債は許可をもらわなきゃいかんというようないろんな基準があります。それで、30%を超えると、もう赤字債権ということになりますので。（「それはわかっていますから、それを報告の中につけられたらどうですかと言っています」と呼ぶ者あり）

基準としては、議会に出すのはこれでいいということになっておりますので、一応これを出させていただいておりますので、その辺は御理解いただきたいと思います。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

もう本当に基本中の基本のことなんですけれども、この資料ですね、単位が書いてないんですよ。パーセントなのか、ポイントなのか、本当に一般常識だと言われればそれまでなんでしょうけれども、単位は恐らくパーセントだと思うんですけれども。

○議長（後藤信八君）

財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

まことに申しわけございません。パーセントでございます。今後注意いたします。どうも申しわけございません。

○議長（後藤信八君）

参考に、監査委員の報告書にはちゃんとパーセンテージで書いてあります。

ほかはないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

報告第5号に対する質疑を終わります。

#### 日程第9 報告第6号

○議長（後藤信八君）

日程第9. 報告第6号 教育委員会事務事業点検及び評価報告についてを議題とし、本報告に対する質疑を行います。片山議員。

○9番（片山一儀君）

たしかこれ2回目の報告になるかと思うんですが、事業点検・評価報告は課題、あるいは今後の方向性を提言されて、非常に点検・評価の目的を達成されていると思うんです。しかしながら、幾つか質問させていただきます。

点検・評価の報告の中に、多く「キャリア教育」という言葉が使われていますね。キャリア教育というのはどういうふうに認識をされているのか、教えていただきたい。

それから2つ目に、点検・評価の多くがB、これは随分控え目に書かれていると思うんです。多分もっとAでもいいんじゃないかと思うところもありますし、ほとんどがBとAでされています。しかしながら、中学の学力テストは平均値を下がったというふうに言われましたね。ただし、これは読み書きそろばんだけですけれども。

それから、私ちょっと驚いたのは、青少年育成会ですかね、年に1回発表会がありますね、中学生。小学生は置かないから、中学生が東明館と基山中学から出るんですが、何でこんなに差があるんだろうというのが私の実感です。こんなに能力差があるのかと思います。そういう要領、内容に格段の違いが見られます。

これは、前の教育長、中学の学力の違いは小学校の基山小学校、若基小学校に多くの子供が香楠中学に行ったからだ、というふうな分析をされていました。それで、大串教育長はどのように分析をされていますかというのが2つ目の質問です。

3つ目は、基山町体育協会の補助金が4,000千円、さっきも話が出ていましたが、4,000千円前後出ています。文化協会は160千円しか補助金が出ていない。これについて、こういう

ムードが基山町の知的教育の低下につながっているんじゃないかと、こう思うんですが、教育長も体育系ですよ。そこらあたりで、体育が一番基本ですから体育、それから、私は徳育、知育だと思っているんですけども、体育は大事なんですけれども、やっぱり徳育、知育というのをないがしろにしていっては、今の日本のレベルではぐあいが悪いんじゃないかというふうに思うんですね。

それで、そこについての教育長の考えと、それから、この中で教育委員会という中で教育委員は出てきていますが、社会教育委員が一言も出てきていないですね。規則上は出てこなくてもいいからあれだけども、ちゃんと任命されて、立派な働きをされていると思うんですが、そういう視点はなかったのか。

それから、報告の中で必要性、有効性というのが書いてあります。ところが、自治法上はいろんな事務を行う場合には、効率性、経済性というものに着目をしなきゃいけないというものが出てきています。書いてあります。そういう視点はどういうふうにされたのか。

それから、教育基本法では、先ほどちょっと申し上げましたけれども、教育は家庭教育、学校教育、社会教育になっていますね。ここで保育園とか、いろんなことがあるんですが、主要施策の評価が、柱の立て方、カテゴリー区分がそこらあたりのが明確でなくて、ダブっているところがある。これをきちっとしたカテゴリーになっていないから、評価がダブったり、抜けたりするんじゃないかと思うんです。

それから、最後に、先ほど教育学習課長が苦しい答弁をされた。どういうことかという、歴史資産の遺跡関係が3名とおっしゃった。実際、前、平田議員が言っていたのは1名じゃないかと。課長と係長と実務担当者ですね。課長、係長まで数に入れられて3名と言われたけど、実質は1名じゃないかと。

こういうふうに、今、基山町長の施策でこども課というのをつくられたんです。こども課には福祉の面と教育の面があります。今、文科省では、これはちょっと進んでいないようですよけれども、保育園と幼稚園の系列を一緒に管理していますけどね。要するに、私はこども課というのは、教育を重視すれば教育委員会に入るべきだと。福祉は健康福祉課でもてるわけですから、そこを子供をあえて重視するんじゃなくて、そうすると、こども課と教育学習課2つ並べますと教育長の運用の幅が広がりますし、事務はお互い相互協力ができるわけですね。組織として、一長の下にまた一長がダブるというのは、これは組織論的に非常におかしな話です。

だから、課長が2人おられて、その上に教育長がおられるとかなんかであれば、組織上も教育長の役割が出てくるでしょうし、そこらあたりについて、新しく就任された教育長ですね、これは教育長の補助機関なり、あれは議会で定めることになっている。それは町長が条例を出して定めますから、こども課を向こうへ移したのは、町長が教育を重視するんじゃないくて福祉を充実されたと、こういうふうに理解できるわけですけども、そこらあたり、教育長、独立の機関ですからね、どうお考えですか。

**○議長（後藤信八君）**

いいですか、質問が多岐にわたっていますけど。

**○教育長（大串和人君）**

ちょっとたくさんありましたので、もし漏れたらまた御指摘をいただきたいと思います。

まず、キャリア教育のことですが、キャリア教育というのは、子供たちが将来働くための基礎というか、そういう意欲であるとか、意識を子供のときに持たせるというか、働くための、勤労のための意識というか、そういう教育を実際の体験を通したり、あるいは知識として植えつけたりということによってやっていく教育だと認識をしております。

それから、中学校の平均値が下がったのに評価はBではないかと。これは3年生だけの問題をとってみますと、Bと。平均値を大幅に下回っているわけではございません。若干下回っているというところで、まだ2年、1年生もおりますので、そのあたりを県の学習状況調査で見ると、まだ平均値付近におりますので、おおむね達成だろうというところでやっておりますが、私としてはもう少しやっていかなきゃなんなと思っているところでございます。

それから、主張、発表などの違いということがありましたが、香楠中とか、東明館とかの話で、これはやはりはっきり申し上げまして、非常に教師の手が入って指導というか、訓練が行き届いているというところが本当のところではないかなと思います。私もいろんな主張会とか、聞かせていただきますが、そういうところは言葉の発し方とか、物の表現の仕方とか、文章の表現の仕方とか、非常に何回も何回も練習をした跡が見えますので、そういう点も今後、公立の中学校としては少しやっていかななくては、軽視している部分があるのかもわかりません、やっていかななくてはと思っています。

それから、香楠中の問題が学力の低下で出ておりますが、これも10名足らずの者が毎年進学をしておりますが、平均といいますのは、上の得点を高くとる生徒が下の生徒を相殺して

いくわけですが、そういう面で相殺していく部分が抜けているというふうに考えると、確かに影響はあると思いますが、10名足らずでそんなに大きな影響というのはないのではないかと。むしろ、基山中が香楠中に行かなくて、基山中からいろんな選択肢の高校に行けるという学力を基山中でつけさせたいというふうに考えております。

香楠中に行けば、進学は鳥栖高校だけでございます。ところが、基山中に行って、国立高専でありますとか、あるいは佐賀市内の学校でありますとか、福岡県の私立の学校でありますとか、そういう学校に進学する子もおります。そういう多様な選択肢を持てる学校として、魅力ある指導と責任ある指導をやっていければいいのではないかと考えております。

香楠中の問題はないとは言いませんが、これだけでという論じ切れるものではないかと思えます。

参考までに、私が昨年おりました鳥栖中では、三十数名が香楠中に行っておりました。これは小学校で調べてみましたら、きれいに上のほうから大体、ちょっと話はそれますが、県立の中高一貫は学力試験をしてはいけません。適性検査をするんですが、ほぼ学力検査のような形でいっていますので、きれいに上から入っているというのは、選抜のほうの方が上手だなということは感じております。そのことで、これを励みに基山中もより一層頑張りたいと思っております。

それから、体育協会というか、体育関係と文化関係の予算の違いでございますが、私は運動ばかりではなくて、町の人々の心の充実といいますか、文化のバロメーターというのが町民の熟成度と、そういうことを感じております。そういう面では、文化には力を入れなくてはいけないと思えます。率直にそういうことは思えます。

ただ、活動されている方の割合といいますか、人の割合を数で見ますと、いろいろ数字を見てみますと、そういうお金の分配もそういうふうになっていくのも仕方ないのかなということもありますが、積極的に文化団体にもいろんな行事、いろんな取り組みを働きかけて、予算等、そういう面で要求があったら検討していかなければならないだろうというふうに思っております。

それから、評価の中に社会教育委員の姿が見えないということですが、内容なんかを読んでもいただきますと、社会教育委員が携わっているという姿も見えておりますので、社会教育委員も十分に活躍、活動していただいております。

それから、こども課と教育委員会の関係、ちょっと前後しますが、このことについては、

率直に申しまして、私はまだそういうことで意見をはっきり申し上げるまでの認識を持ち合わせておりません。今後、そういうことを十分に勉強いたしまして、きちんとした形の考えを持てればと思っております。

それから、歴史教育、3名しかいないじゃないかと。歴史の担当、文化財のほうですが、そのことについては、先ほど議会の答弁の中でもありましたように、今後、何らかの形で少しふやせるようにということを思っております。

それから、事務評価・点検のカテゴリーの問題なんですが、御指摘のとおり、そういう面では重複している部分がございますので、今後、その点については真摯に反省をして、次年度に向けては教育基本法といいますか、そういう流れと整合するようなカテゴリーを持っていきたいというふうに思います。

何かまだちょっと抜けていたら済みません。

**○議長（後藤信八君）**

片山議員。

**○9番（片山一儀君）**

本質的な答えをいただいて、今一番大事なことは、効率性、経済性という視点が事務事業には大事なんですよ、行政事務には。その視点が全然入っていないじゃないですかという質問をしたけど、お答えにならなかった。

それで、歴史関係の3人じゃなく、そんなことは升的なことで、こども課と教育学習課が、2つが下に並ぶことがどうですか、人員をふやすことがどうですかということの教育長の所見を求めたわけです。それについては一言もお答えにならなかったですね。

このカテゴリーも大事、要するに所掌が。教育委員会だから、教育委員会の教育委員だけが出ていけれども、教育行政事務の中に社会教育委員もあるでしょうし、教育委員も確かにね。教育委員会の委員は教育委員ですけれども、社会教育委員もあるでしょうし、そういうところのとらえ方というか、行政事務事項的には今言ったように、必要性、有効性がちゃんと書いてあるけれども、大事なのは効率性、経済性という視点が大事ですよと自治法に書いてあります。そこらあたりがね、その視点が欠けていませんかと。

一番大事な教育を重視するとすれば、予算配分の問題もあるし、要請があったじゃない、補助金というのは施策をしていくために補助金を出すわけですから、こういう部類があるわけですからね。

それから、その2つを一緒に抱え込んでね——これは町長の話ですよ。町長は教育よりも福祉を充実されたから、こども課をこっちへ持ってこられたので、本当はこども課というのは、教育を重視すれば教育委員会にあってもいいんじゃないかと。そうすると、教育委員会はもっともっと活動できるんじゃないかというのが私の考え方ですから、それについて所見を求めたんですが、もうお答えしていると議長からにらまれますから終わりますが、もう答えはいいです。

**○議長（後藤信八君）**

いいですか。久保山議員。

**○2番（久保山義明君）**

済みません。僕も数点聞きたかったんですけども、片山議員言われたように、私個人的にも子供の教育というのは社会教育と家庭教育と学校教育、この3つの鳥居を抜けることで初めて教育につながると思っています。

ただ、残念なことに今の現状を見ますと、余りにも学校教育に負担が行き過ぎていると。社会教育部門も学校教育に任せっ切り、しつけとか、そういうもの、本来家庭教育でやるべきものも学校教育に入っている。余りにも学校教育に負担が行き過ぎているのではないかと。

何が言いたいかという、要するに僕は社会教育の面で、確かに歴史とか、大人の関係の社会教育というのは充実しているのかもしれないですけど、子供に対する社会教育というのが余りにも貧弱過ぎるんじゃないかというふうな観点を持っていますけれども、教育長、どのようにお考えでしょうか。

**○議長（後藤信八君）**

教育長。

**○教育長（大串和人君）**

今、議員おっしゃいましたように、学校教育に比重が偏り過ぎているんじゃないかということは、確かにそれは感じます。私は、一番大切なのは家庭での教育であろうというふうに思います。子供が育っていく過程において、一番最初の家庭教育、学校に行きながらも家庭で育てていくと、そういうことが大切だと思います。その中で子供を補完していくものは社会教育だと思います。

こういう話があります。最近出たある教育学者の論文というか、文章なんですけれども、子供の活動が、小学生の活動が1日に1万歩減ったと。実際に図形をつけてですね。何が減

ったのかというと、子供が動かなくなったと。どこに動いていないかということ、地域に子供たちがもう動かなくなっていると。学校とか、自分のうちとか、あるいは習い事であるとか。そうすると、子供には3つの大人があると。1つは親ですね。もう1つが学校の先生とか、子供たちを肯定的に見てくれる大人。それから、もう1つは地域にいる大人だそうです。この大人とのかかわりを子供は持たなくなったと。これが一番の今の原因だということなんです。

ですから、社会で子供を育てるということは、そういうことなんだろうと思います。子供たちが積極的に出ていかないなら、やはり私たちもそういうプログラムというか、取り組みを組んで、今、通学合宿とかやっていただきましたが、それから、基山町では登山とか、いろんな催しをやっておりますが、社会教育の面では子供たちが充実した大人との交わりとか、子供たち同士もそうですが、そういうことができるような取り組みができたらと思います。

私は、4月に子供のスポーツ大会があったとき、この基山町というのは、こんなにいっぱい子供たちが出てきて、大人も応援しているということについて驚きました。私がいた鳥栖では子供たちが出てこない。学校に何とか出してくれという注文がいつも来ておりましたが、そういう面ではとてもいい環境にあると思っておりますので、今、議員おっしゃったように、社会教育についても十分力を入れていきたいと思っております。

**○議長（後藤信八君）**

久保山議員。

**○2番（久保山義明君）**

ありがとうございました。もう1点だけ、こども課長にお聞きします。

家庭教育支援員さん、今、基山町に何人いらっしゃって、そのネットワークというのは、どういう——意見交換とかされてあるのか、それだけお聞きします。家庭教育は教育学習課長ですか。（発言する者あり）

**○議長（後藤信八君）**

教育学習課長。

**○教育学習課長（内山敏行君）**

家庭教育支援員さんという、そういうのはちょっとないというふうに思っていますけれども、済みません。

**○議長（後藤信八君）**

よろしいですか。そのほかございませんか。牧菌議員。

**○3番（牧菌綾子君）**

済みません。基本的なところでちょっとお尋ねしたいんですけど、この事務事業点検・評価報告書というのは、議会に提出するためだけの内容でこのように簡潔にしてあるということでしょうか。

何でこういうことを聞くかという、自己評価でAとかBとか入ってまして、理由が書いてありますけど、これで具体的にどういうことをしたかというのが余りよくわからなくて、そして、大体AとBですけど、Aは少し評価できるような結果、数字が出たんだというのはわかるんですけど、Bというのは正直、可もなし、不可もなしという感じで受けとめたんですけど、どうでしょうか。

**○議長（後藤信八君）**

教育学習課長。

**○教育学習課長（内山敏行君）**

今言われたAとBと言われるのは、6ページですね。6ページのところに（「全部読んでいて、自己評価」と呼ぶ者あり）はい、その中で一応Bにつきましては、ねらいや目標はほぼ達成されたという評価の部分で出させていただいています。

確かに点数とかではないので非常にわかりづらいといえますが、しかも、幅が広いような評価にはなっているので、ちょっとわかりづらいのかなというふうに思っています。

それと、文面の中でも十分文書化できない部分がございます。一応これをまとめるに当たっては、小・中学校の3校と教育委員会関係の生涯学習なり、学校教育なりの中から一番上の1番の施策の目標、22年度の目標のところだけを22年度の基本方針から持ってきて、これがどうだったかということで、取り組みの成果と自己評価と課題と今後の方向性というのを空白にして、そして出してもらって、それを一つにまとめたという形になっています。

それで、それぞれに学校なりからもいろんな文書が返ってきていましたけど、それをこの中に一つにまとめてしまったということがありまして、少し省略された分もあろうかというふうには思っていますけれども、これのつくり方としては今後も検討が必要かなというふうに思っていますけど、そういう流れでつくらせていただいたという経緯がございます。

**○議長（後藤信八君）**

牧菌議員。

○3番（牧園綾子君）

済みません。文書にまとめるのは大変だったんだろうというのは想像つくんです。これをもとに、また来期検討していくというような形に書いてあったものですから、具体的な事例があつて、皆さんが把握してあつて、このことについてこうしようというふうな、そういう段階で内容的には文章としてこのように短くしたということで理解してよろしいということですかね。

○議長（後藤信八君）

教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

一応そのようにとらえてもらって結構というふうに思います。

○議長（後藤信八君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、報告第6号に対する質疑を終わります。

以上で質疑のすべてを終結します。

日程第10 委員会付託

○議長（後藤信八君）

日程第10. 委員会付託を議題とします。

ただいまから議案付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（後藤信八君）

議案付託表を配付しましたが、配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、議案付託表記載どおり、これを総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決しました。

本日の会議は以上をもって散会とします。

～午後4時40分 散会～